

第2期島根県未来投資促進基本計画

1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

(1) 促進区域

設定する区域は、令和5年10月1日現在における島根県全域（島根県松江市、浜田市、出雲市、益田市、大田市、安来市、江津市、雲南市、奥出雲町、飯南町、川本町、美郷町、邑南町、津和野町、吉賀町、海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町）の行政区域とする。概ねの面積は67万ヘクタール程度である。

本区域は、大山隠岐国立公園の一部区域、比婆道後帝釈及び西中国山地国立公園の一部区域、宍道湖北山県立自然公園、清水月山県立自然公園、鬼の舌震県立自然公園等の県立自然公園、島根県自然環境保全地域、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区、環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、ラムサール条約湿地である宍道湖及び中海、国内希少野生動植物種の生息（繁殖・越冬・渡り環境）・生育域等の環境保全上重要な地域を含むものであるため、「8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項」において、環境保全のために配慮を行う事項を記載する。

なお、本区域には、自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区、自然再生推進法に基づく自然再生事業の実施地域、シギ・チドリ類渡来湿地はない。

また、本県における港湾計画においては、港湾を中心とした土地の利用や交通体系の強化などが計画されており、当該港湾計画に関連した促進区域及び重点促進区域を設定するにあたっては同計画と調和して整合を図るものである。

地図（網掛けが促進区域）



(2) 地域の特色（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等）

①地理的条件

島根県は、本州の西、日本海沿いに位置し、延長約230kmと東西に細長く、離島を有し、歴史的、風土的に異なった背景を持つ出雲、石見、隠岐の三地域から成る。

気候は、春・夏・秋ともに東京に比べ日照時間は長く、冬も沿岸部は対馬暖流の影響から日本海側としては比較的温暖で、北陸に比べ降雪日数も少なく、適度な降雨が本県に豊富な水資源をもたらしている。

また、日本海や宍道湖、中国山地が織りなすすばらしい景観や、古事記、日本書紀、万葉集などに描かれ、古（いにしえ）から今もこの地に残る自然・歴史・伝統文化などが県内各地域に存在しており、美しい自然と豊かな歴史の中で培われてきた、細やかで温かい人情にあふれる土地柄である。

さらに、地震等の自然災害、治安上の不安、交通渋滞による通勤困難も少なく、その上に恵まれた子育て・教育環境、低価格でゆとりある住宅取得が可能であるなど、豊かな自然の中で安心して仕事ができる生活環境が整っている。

県内に立地した企業からも、「豊かさ」と「ゆとり」を持った生活をするためには、全国でも有数の場所であると高い評価を得ている。

②インフラの整備状況等

○高速道路

日本海国土軸の一翼を担う山陰道は、鳥取県琴浦町から県東部出雲市までの間のほか県内では66%が開通している。全線開通により松江～益田間が約2時間で結ばれる予定である。

しかしながら、出雲市から江津市間及び浜田市以西は一部が未整備であり、未だ国道9号が県東部と西部を結ぶ基幹道路となっている。

このため、事故・災害時の代替道路、浜田港や石見空港を活用した産業の活性化や観光の振興、また移動時間短縮による地域医療環境の向上など、山陰道全線開通に寄せる県民の期待は極めて大きく、早期整備が強く望まれている。

今後、県内では、令和5年度の大田～仁摩間に始まり、令和7年度までに約37kmが順次開通することが予定されており、開通率は約85%まで上昇する。これにより、地域内の時間的距離及び地域外とのアクセスはさらに改善することが見込まれ、物流の効率化と産業の活性化が一層図られるものと期待される。

一方、県東部と広島都市圏をつなぐ路線として、松江市と尾道市を結ぶ松江自動車道及び尾道自動車道が平成26年度に全線開通し、この結果、松江市・広島市間の移動時間が約2時間15分と大幅に短縮され、県東部と山陽側を結ぶ経済・生活の基幹道路として重要な機能を果たしている。

県西部では、浜田市と中国地方の中央を貫く中国自動車道を結ぶ浜田自動車道が開通しており、県西部と山陽側を結ぶ経済・生活の基幹道路として重要な機能を果たしている。

○空 港

出雲空港、石見空港、隠岐空港の県営3空港と東京、大阪、福岡、名古屋等の大都市圏とを短時間で直接結ぶ航空路線は、地域産業の振興や人・物の交流拡大に重要な役割

を果たしている。島根県や空港周辺地域では、3空港の航空路線の維持・充実や利便性の向上に向けた取組を連携して推進している。

また、隣接する鳥取県の米子空港は、山陰唯一の国際定期路線が運航しており、島根・鳥取両県への訪日外国人の増加による、県内への経済波及効果の拡大が期待されている。山陰両県では、外国人観光客誘致などの取組を連携して推進している。

○港湾

国際貿易港である浜田港（重要港湾）からは、釜山（韓国）へ定期コンテナ航路が開設しており、釜山経由で世界各地とつながっている。現在、県、浜田市、益田市、江津市、地元企業で組織された浜田港振興会が中心となり、支援機関、港湾関係機関などと連携を取りながら国内外の企業に対して積極的なポートセールスを展開している。対岸諸国（韓国、中国、ロシア）に近く、高速道路によって山陽側と結ばれている浜田港は、物流拠点としての機能充実が図られてきている。また、クルーズ船の寄港による観光客誘致や地域振興を図るため、県や周辺自治体、経済団体等では連携してクルーズ船の誘致に取り組んでいる。

一方、県東部は、境港（島根県・鳥取県共同管理港）から釜山（韓国）・青島等（中国）への定期コンテナ航路、また、神戸、敦賀、舞鶴港を連絡する国際フィーダー航路が開設され、環日本海交流の拠点として発展し続けている。

今後境港のサービス向上等利便性が高まることにより、貿易拠点としての機能充実が期待できる。コロナ渦により落ち込んだクルーズ船の寄港も再開し始め、寄港数も増加しており、外国人観光客の受入拠点として大きな役割を果たしている。

現在、境港ではふ頭整備やコンテナ・貨客船ターミナル整備が進むとともに、国内RORO船の定期化に向けた取組が行われるなど、貿易拠点・観光受入拠点としての機能充実に向けた取組が推進されている。

○鉄道

東西に細長い県を走る山陰本線は、松江市と益田市間を約2時間で結んでおり、東西を結ぶ重要な公共交通機関である。平成13年に高速化が図られて以降、利便性は飛躍的に向上し、県東部と西部の人的・経済的結びつきが強くなっており、県内の一体感が高まっている。

また、西日本旅客鉄道株式会社では、平成29年6月から運行開始している「TWILIGHT EXPRESS 瑞風」をはじめ、「WEST EXPRESS 銀河」、「あめつち」などの観光列車が運行しており、県内での立ち寄り観光先や沿線地域だけでなく、全県に渡る観光振興、地域振興に貢献している。

○離島航路

本土と隠岐諸島を結ぶ隠岐航路は、フェリー3隻、超高速船1隻の体制で運航されており、島民の生活及び隠岐地域の振興にとって欠かすことができない交通基盤である。

県、隠岐4町村では、船舶導入や運航に対する支援など、隠岐航路の維持・充実に向けて取り組んでいる。

○人材育成機関

島根県の豊かな自然、文化、歴史といった環境の中で培われてきた、誠実で粘り強い県民性や温もりのある人間関係、職住近接のゆとりある生活環境など、島根県が有する様々な「強み」が、創造力あふれる人材を多数育んでいる。

人材の供給源となる高等教育機関としては、国立大学法人島根大学（以下「島根大学」という。）、独立行政法人国立高等専門学校機構松江工業高等専門学校（以下「松江高専」という。）、公立大学法人島根県立大学（以下「島根県立大学」という。）、学校法人みどり学園大阪健康福祉短期大学が設置されている。

また、職業能力開発施設として、出雲市、益田市の2箇所に県立高等技術校が、松江市に独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の島根職業能力開発促進センター（ポリテクセンター島根）、江津市に島根職業能力開発短期大学校（ポリテクカレッジ島根）がある。

島根県知事認定の職業能力開発校としては、安来市学習訓練センター（安来市）、島根中央地域職業訓練センター（大田市）、ミライビジネスいずもものづくり実践塾（出雲市）などが設置され、地域の職業能力の開発拠点となっている。

県では、島根大学及び松江高専とそれぞれ「包括連携のための協定」を結び、幅広い分野で様々な事項について連携協力関係を深めてきている。

島根大学と松江高専には、それぞれ地域未来協創本部産学連携部門と地域共同テクノセンターが設置されており、産学官連携環境の充実を背景にして、共同研究が活発に実施され、新製品開発等の成果を上げている。

さらに、工業系高等学校が4校、商業・情報系高等学校が6校、農林水産系高等学校が6校、情報・デザイン系の専修学校が3校と県東部から西部にかけて配置されている。

これらの人材育成機関では、産業界や行政機関との産学官が連携した人材育成の取組が展開されるなど、地域の期待に応える教育や研修が行われており、企業の発展を支える優秀な人材が多数輩出されている。

一方、生産年齢人口が減少する中で、景気回復に伴う求人が増加しており、県内企業においては人材確保が喫緊の課題となっている。

そこで、地域産業を担う人材を確保するため、市町村や商工団体とともに、産学官連携組織の充実による学校と地元企業との連携強化を図っている。

また、大学生等を対象とした県内企業見学会や、大学職員と県内企業の情報交換会などにより、県内企業についての理解を促進する一方で、高度技術・技能を有する産業人材の都市部からの移転を促すため、県内企業とのマッチングや就職支援の取組を強化している。

○産業支援機関

県内唯一の工業系試験研究機関として島根県産業技術センター（以下「産業技術センター」という。）を松江市に、産業技術センターの支所として「浜田技術センター」を浜田市に設置している。産業技術センターでは、産業技術に関する研究開発、試験分析、技術支援・相談等を行い、県内企業の産業技術の向上を推進しており、観光分野でも土産物の新商品開発や原材料加工に関する相談に対応している。

また、松江市には、県内企業の競争力強化を目指して、企業を経営・技術・販売面から総合的にサポートを行う中核的な産業支援機関である公益財団法人しまね産業振興

財団（以下「産業振興財団」という。）が、浜田市には、産業振興財団の支所、島根県商工会連合会、公益財団法人ふるさと島根定住財団と一緒に入居する「石見産業支援センター（いわみぶらっと）」が設置されている。

「産業技術センター」及び「産業振興財団」が所在するソフトビジネスパーク島根の中核施設「テクノアークしまね」は、経営支援、販路開拓支援、研究開発支援、創業者支援、知的財産の保護や活用支援など、多様な企業ニーズに総合的に対応する機能を有している。

また、市町では、既存企業の育成や仕事の取引斡旋、企業誘致による産業振興等を目的に「産業支援センター」等の支援機関が設立され、現在、県内に10団体あり、これらの支援機関は市町や県、商工団体が運営に協力し、それぞれのマンパワーや施策を連携して活用しながら、地域産業の振興を図っている。

県全体では中小企業・小規模企業支援の取組を推進するため、「島根県中小企業・小規模企業支援計画」に基づき県・市町村・産業振興財団・商工団体・金融機関等が連携して、中小企業・小規模企業の経営力・技術力・競争力の強化を図るための支援に取り組んでいる。

さらに各地域においては、市町村、商工会、商工会議所等の商工団体や関係する機関が地域の実情に応じた地域主体の連携推進体制を構築して課題解決に取り組んでいる。

○広域的な連携

鳥取県西部から出雲市に至る圏域の20商工団体で組織する「中海・宍道湖・大山ブロック経済協議会」と同圏域の5市で組織する「中海・宍道湖・大山圏域市長会」が足並みをそろえ、圏域内の企業が相互に連携し国内外への積極的な展開が図られるよう支援している。

島根県、鳥取県、観光関係団体が連携し、平成28年4月に、広域連携DMOとして「山陰インバウンド機構」を設立し、国土交通省の広域観光周遊ルート「縁の道～山陰～」に認定を受け、海外プロモーションや旅行商品づくりなど外国人観光客の誘致を推進している。

平成28年7月には、中海・宍道湖・大山圏域の5市長会と商工会議所などにより「中海・宍道湖・大山圏域インバウンド機構」が設立され、圏域の魅力アップ事業や誘客対策に取り組んでいる。

広島県との連携については「広島県・島根県観光連携協議会」を設置し、共通するテーマ等を活かした情報発信事業や誘客促進事業といった観光振興を推進している。

また、県と、県西部の9市町などで組織する「石見観光振興協議会」では、石見神楽、温泉、食、石見銀山など地域ならではの観光資源を活用し、山陽地域をはじめ大都市圏に向けた観光情報発信や誘客対策に取り組んでいる。

隠岐地域との連携においては、観光地域づくり法人（地域連携DMO）「（一社）隠岐ジオパーク推進機構」を令和4年4月に設立し、隠岐独自の自然景観や文化、歴史的資産などを活かした誘客促進を図っていく。

このように、市町や県境を越えた広域的な連携や交通インフラを活用した交流の拡大などにより、地域の特色を生かした産業・観光の活性化が期待できる。

③産業構造

令和4年の経済構造実態調査によれば、県内における製造業の事業所数は1,213事業所、従業者数は4万2,027人、製造品出荷額等は12,866億円、付加価値額は4,331億円である。

製造品出荷額等は、電子部品・デバイス・電子回路製造業、鉄鋼業及び情報通信機械器具製造業の3業種で全体の50%を、また付加価値額は、電子部品・デバイス・電子回路製造業、鉄鋼業、食料品製造業の3業種で全体の50%を占めている。

県東部には、特殊鋼、農業機械、鋳物などが、県西部には窯業土石、水産加工、木材木製品などの業種が比較的多く集積しているほか、県西部には、パルプ・紙・紙加工品製造業で、CNFなどの研究開発を行っている企業や、繊維製造業で、抗菌性等の機能を持たせたレーヨンや衛生用品などに使用される不織布の開発技術を持つ企業なども立地するなど、県内全域に幅広く多様な業種が立地している。

資源循環関連分野では、国内最大の汽水域である宍道湖・中海圏域を有する県東部を中心に、従来から、廃棄物減容化、廃棄物処理、堆肥化、固液分離、建設業のノウハウを活かした水浄化装置などの資源循環関連の装置開発・製造を行う企業が立地している。

また、医療・福祉分野では、県の集積産業である金属加工企業や樹脂加工企業によって、産学官連携により、精密加工等の技術力を活かした新製品・新技術開発が進展しているほか、県内の病院、薬局、介護施設等が患者の医療情報等を共有する地域医療連携システム「しまね医療情報ネットワーク（まめネット）」による地域独自の健康データの蓄積もある。

近年のデジタル技術の急速な進展により、ビジネスと生活のあり方が大きく変わりつつある。このような中、情報通信業、中でも情報サービス業は、地方にあっては発展が望める産業であり、平成19年度以降、県では、プログラミング言語「Ruby」を軸とし、県内ソフト系IT産業の人材育成・確保や技術力向上などの支援により、収益性の高い業態転換への促進とその振興に努めてきた。その結果、ITソフト関連企業の立地の増加や、県内企業の売上・従業員数は堅調に伸びている。

一方、農林水産業については、県内生産額に占める産業別構成比は県内全産業の2.4%と少ないが全国平均と比べると約2倍の構成比となっており、本県の重要な基幹産業と位置づけている。特に県の大半を占める中山間地域や離島では、少量多品種の小規模経営体が多いことから、今後、ICT技術の導入などによる生産の効率化や規模拡大、新たな販路開拓などの取組が必要である。

④人口分布の状況

島根県の人口は、昭和30（1955）年の92万9千人をピークとして、その後は、一時的に増加する時期はあったものの減少傾向が続いており、令和2（2020）年10月1日現在の国勢調査人口（確定値）は67万1千人となっている。

社会動態についてみると、県外への転出者が県内への転入者を上回る社会減が続いている。近年の人口移動をみると、若い年齢層ほど転入・転出が多い傾向にあり、特に進学・就職による転出が超過していることが、近年の社会減の主な要因となっている。

自然動態についてみると、平成4（1992）年から死亡数が出生数を上回る自然減が続いているが、長年に渡る少子高齢化の進行により、子どもを産み育てる世代が少な

くなっているため、この自然減も当面の間は続くものと見込まれる。

また、地域ごとの人口についてみると、出雲地域（松江市、出雲市、安来市、雲南市、奥出雲町、飯南町）に46万5千人（69%）、石見地域（浜田市、益田市、大田市、江津市、川本町、美郷町、邑南町、津和野町、吉賀町）に18万6千人（28%）、隠岐地域（海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町）に1万9千人（3%）が分布している。

2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

(1) 目指すべき地域の将来像の概略

- 令和3年度経済センサスによると、本県は、雇用者数の16%、売上高の23%、付加価値額の20%が製造業となっており、製造業が地域経済の中核をなしている。機械金属加工の高い技術力等をもつ企業が集積していることを背景に、成長性の高い新事業への参入を後押しするとともに生産性改革を進め、質の高い雇用の創出を行う。製造業における質の高い雇用の創出が、域内の雇用者数の19%を占める卸売・小売、サービス業等の地域内の他の産業にも高い経済的波及効果をもたらすよう、地域外との取引で獲得した需要が雇用者の給与増を通じて地域内で好循環する状況を目指す。
- 本県の目指す将来像として位置付けた「人口減少に打ち勝ち、笑顔で暮らせる島根」をつくるためには、本県の強みである豊かな自然を活かした農林水産業が、所得向上や若者の就業の場として特に重要な産業となっている。将来的な持続性が高まるような構造への転換を図り、次代を担う若い世代にとって魅力のある農林水産業を確立することで持続可能な農林水産業・農山漁村の実現を図る。
- 観光は裾野が広く、今後も成長が見込める産業であり、観光消費の拡大は、地域全体への収益増加、雇用創出などの経済効果をもたらす。本県では、観光による地域産業の活性化、雇用の維持・拡大に向けて、豊富な観光資源を活用した魅力ある観光地づくり、誘客対策、観光情報の発信、隣県など広域連携による観光に取り組んでおり、観光立県の実現を目指して、観光の振興を県の重要施策の柱のひとつに位置付け、取組を推進している。宿泊施設、観光施設をはじめとした幅広い観光産業で、観光客のニーズに対応した新しいサービスの創出や、施設・設備の新設やリニューアルを促進することにより、当該事業所の売上額と従業員給与など付加価値額の増加だけでなく、地域全体への観光客の増加などによる幅広い産業への経済波及効果により継続的な地域内経済の好循環を目指す。

(2) 経済的効果の目標

計画期間中に30件の地域経済牽引企業で41.5億円の付加価値額を創出し、これらの地域経済牽引事業が促進区域で1.2倍（※1）の経済波及効果を与え、促進区域で50億円の付加価値を創出することを目指す。

当該50億円は、促進区域での製造業、情報通信業、不動産業、宿泊業、農林漁業、運輸業、卸売業、医療、福祉等の業種の付加価値額（7,806億円）の0.6%に相当する

※1：平成27年島根県産業連関表より

【経済的効果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業による付加価値額	1,034億円	1,084億円	4.8%

(算定根拠)

	各業種の平均付加価値額	地域経済牽引事業の平均付加価値額(※2)	事業件数	地域経済牽引事業による付加価値額
成長ものづくり、デジタル 製造業、情報通信業など	1.2億円	1.6億円	21件	33.6億円
観光 不動産業、宿泊業、娯楽業など	0.1億円	0.5億円	2件	1.0億円
農林水産・地域商社、流通分野 農林漁業、運輸業、卸売業など	0.3億円	0.7億円	2件	1.4億円
ヘルスケア 医療、福祉など	0.7億円	1.1億円	5件	5.5億円
合計			30件	41.5億円

※2 製造業、情報通信業、不動産業、宿泊業、農林漁業、運輸業、卸売業、医療、福祉等の各業種の1事業所当たり平均付加価値額に、全産業の1事業所当たり平均付加価値額を加えたもの(総務省・経済産業省 経済センサス活動調査(令和3年))

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

本基本計画において、地域経済牽引事業は、以下の(1)～(3)の要件をすべて満たす事業をいう。

(1) 地域の特性の活用

「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性の活用戦略に沿った事業であること。

(2) 高い付加価値の創出

事業計画期間を通じた地域経済牽引事業による付加価値増加分が3,913万円（島根県の1事業所当たり平均付加価値額（経済センサスー活動調査（令和3年））を上回ること。

(3) 地域の事業者に対する相当の経済的効果

事業計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、以下のいずれかの効果が見込まれること。

①促進区域に所在する事業者の売上げが開始年度比で8%以上増加すること

【設定根拠】経済センサス（製造業、情報通信業、不動産業、宿泊業、農林漁業、卸売業、医療、福祉）の売上げ増加率

②促進区域に所在する事業者間での取引額が開始年度比で8%以上増加すること

【設定根拠】売上げの増加率に準拠

③促進区域に所在する事業者の雇用者数が開始年度比で11%以上もしくは5人以上増加すること。

【設定根拠】経済センサス（製造業、情報通信業、不動産業、宿泊業、農林漁業、卸売業、医療、福祉）の1事業所当たりの従業員数の増加率から設定
人数は、島根県企業立地優遇制度の助成金支給要件（製造業（中小企業）等）に準拠

④促進区域に所在する事業者の給与支払額等が開始年度比で19%以上もしくは5百万円以上増加すること。

【設定根拠】経済センサス（製造業、情報通信業、不動産業、宿泊業、農林漁業、運輸業、卸売業、医療、福祉）の1企業当たりの給与総額の増加率及び増加額から設定

なお、上記要件の（2）及び（3）については、事業計画期間が5年の場合を想定しており、それよりも事業計画期間が短い場合は、その事業計画期間で按分した値とする。

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域

(1) 重点促進区域

重点的に企業立地を促進する区域及び既存企業の事業拡大を図る区域を重点促進区域とする。重点促進区域は別紙「重点促進地域一覧」のとおりとし、概ねの面積は712ヘクタール程度である。

また、県が策定した島根創生計画において、企業立地の推進を掲げており、競争力があり多くの雇用を生み出す製造業における企業の増設支援や誘致、クリエイティブな仕事の間であるIT企業の集積を一層進めていくこととしている

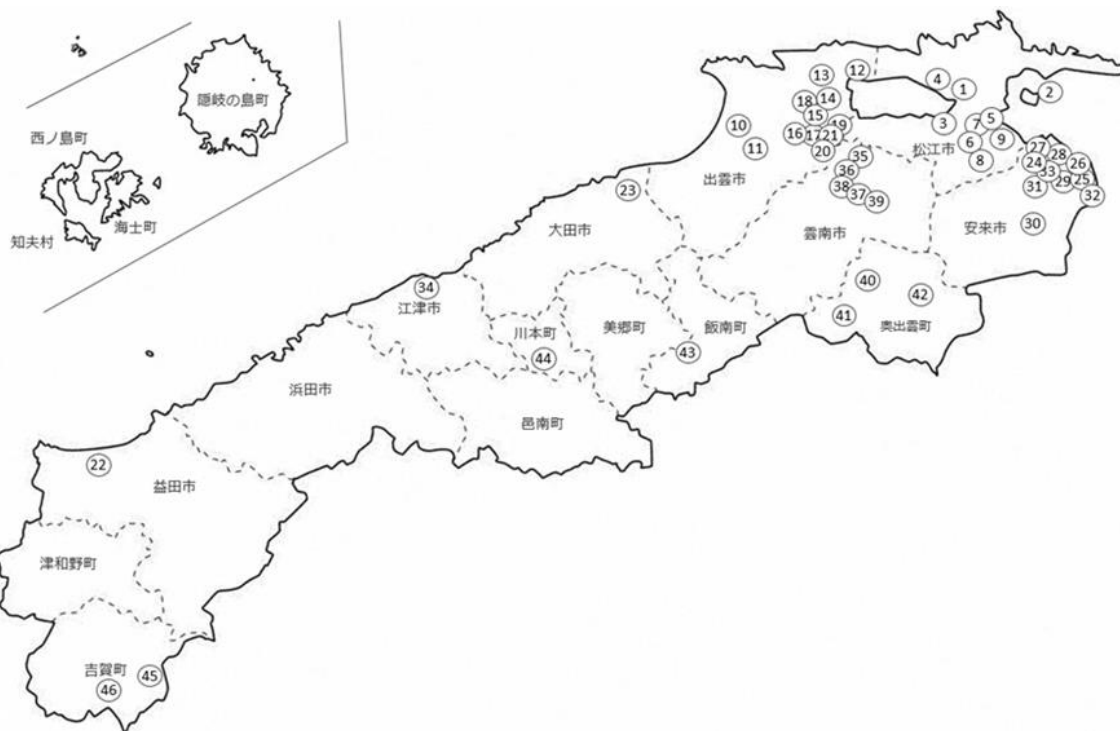
なお、本区域は、大山隠岐国立公園の一部区域、比婆道後帝釈及び西中国山地国立公園の一部区域、宍道湖北山県立自然公園、清水月山県立自然公園、鬼の舌震県立自然公園等の県立自然公園、島根県自然環境保全地域、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区、環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定

植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、ラムサール条約湿地である宍道湖及び中海、国内希少野生動植物の生息（繁殖・越冬・渡り環境）・生育域等の環境保全上重要な地域は含まれておらず、自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区、自然再生推進法に基づく自然再生事業の実施地域、シギ・チドリ類渡来湿地はない。

番号	区域(箇所)の名称	市町名	大字
1	ソフトビジネスパーク島根	松江市	北陵町
2	江島工業団地	松江市	八束町江島
3	松江湖南テクノパーク	松江市	玉湯町布志名、乃木福富町
4	朝日ヒルズ工業団地	松江市	東長江町
5	馬潟鉄工団地	松江市	八幡町、富士見町
6	東出雲工業団地	松江市	東出雲町錦浜
7	揖屋干拓工業団地	松江市	意宇町、東出雲町錦浜
8	東出雲新産業支援工業団地	松江市	東出雲町出雲郷、東出雲町春日
9	東出雲工業専用地域	松江市	東出雲町揖屋
10	出雲長浜中核工業団地	出雲市	長浜町
11	下古志工業団地	出雲市	下古志町
12	出雲市東部工業団地	出雲市	小境町
13	出雲市吉原工業団地	出雲市	西郷町、東福町、平田町
14	坂田工業団地	出雲市	斐川町坂田
15	出雲斐川中央工業団地	出雲市	斐川町直江、斐川町神水、斐川町上直江
16	斐川西工業団地	出雲市	斐川町神水
17	斐川南工業団地	出雲市	斐川町直江
18	上直江工業団地	出雲市	斐川町上直江、斐川町直江
19	結工業団地	出雲市	斐川町三絡、斐川町直江
20	堀切工業団地	出雲市	斐川町直江
21	出雲斐川インター企業団地	出雲市	斐川町直江
22	石見臨空ファクトリーパーク	益田市	虫追町ロ
23	波根地区工業団地	大田市	波根町字西ノ迫
24	安来インター工業団地	安来市	佐久保町
25	安来鉄工センター	安来市	黒井田町、島田町、恵乃島町
26	西恵乃島工業地域	安来市	西恵乃島町
27	福井工業団地	安来市	東赤江町
28	(株)プロテリアル 安来工場用地	安来市	安来町、飯島町、亀島町
29	黒鳥地区事業用地	安来市	黒井田町

30	伯太工業団地	安来市	伯太町東母里、伯太町安田中
31	切川地区事業用地	安来市	切川町、飯島町、今津町
32	穂日島地区事業用地	安来市	穂日島町
33	松ノ前地区事業用地	安来市	今津町
34	江津地域拠点工業団地	江津市	松川町下河戸、松川町上河戸、浅利町、後地町
35	南加茂企業団地	雲南市	加茂町南加茂
36	尺の内流通業務団地	雲南市	木次町里方、木次町山方
37	木次拠点工業団地	雲南市	木次町山方
38	藤が丘企業団地	雲南市	木次町山方
39	神原企業団地	雲南市	加茂町宇治、加茂町神原、加茂町三代
40	堅田工業団地	奥出雲町	三沢
41	阿井工業団地	奥出雲町	上阿井
42	大曲工業団地	奥出雲町	横田
43	古市工業団地	飯南町	下赤名
44	三原地区工業用地	川本町	南佐木、田窪
45	蔵木西工業用地	吉賀町	蔵木
46	広石工業用地	吉賀町	広石

地図



(2) 区域設定の理由

機械金属関連産業や情報関連産業で県東部の一部に高い集積が見られるものの、自動車部品関連や電気、電子部品・デバイス、食品、木材などは促進区域全体に幅広く分布・立地し、地域の主要産業となっている。また、食品関連産業や木材・住宅関連産業等は、地域資源活用型の産業で中山間地域も含めた地域で展開する産業である。

これら産業は地域の雇用を創出するとともに地域経済を支える重要な産業であり、既存企業の事業拡大や関連企業の集積を図るため工業団地等の整備を進めている。

したがって、地域経済牽引事業の促進に当たり、工場立地法の特例措置を活用する可能性があることから、工業団地及び造成計画がある工業団地並びに既存企業用地を重点促進区域として設定することとする。

なお、重点促進区域に遊休地は存在しない。

【重点促進区域25 安来鉄工センター】(大字 恵乃島町・黒井田町・島田町)、【重点促地区域31 切川地区事業用地】(大字 切川町、飯島町、今津町)及び【重点促進区域33 松ノ前地区事業用地】(大字 今津町)には市街化調整区域及び農用地区域が【重点促進区域32 穂日島地区事業用地】(大字 穂日島町)には市街化調整区域が含まれるため、「9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合」については、その基本的な事項」において土地利用調整の方針を記載する。

【重点促進区域25 安来鉄工センター】

(概況及び公共施設等の整備状況)

概ねの面積は32ヘクタール程度である。

国営干拓事業(昭和41年～昭和47年施工)により埋め立てられた農地であるが、干拓農地南側約10.4ヘクタールの土地は昭和58年に中国四国農政局より他用途移転の承認を受け、昭和59年に協同組合事業として工業団地を造成した土地であり、同年11月より操業を開始している。

西側に隣接する西恵乃島企業団地とともに事業用地としての利用が進んでいるため、上水道、電力供給ラインなどのインフラは十分に整備されているほか、山陰自動車道の安来インターチェンジまで約4km、隣県の米子市にある同米子西インターチェンジまで約6kmで、ともに車で約8分の距離にあって交通利便性も高いことから、当該区域北側の干拓農地を含め、特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図ることが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

本重点促進区域は、南側約16ヘクタール(安来鉄工センターとして造成された土地に加え、その周辺で企業が事業用地として新たに取得した土地を含む。)の工業団地が市街化区域の工業専用地域である一方、当該区域北側約16ヘクタールの土地はその全体が市街化調整区域かつ農用地区域となっている。

(関連計画における記載等)

安来市都市計画マスタープランでは「農村環境保全ゾーン」と位置付け、農業振興を図るエリアの一つとしているが、産業用地が不足している現状を鑑み、既存の工場等や新規企業工場の立地等の企業拡大ニーズに対応できるよう、総合計画に即した位置づけとして修正を予定している。

安来農業振興地域整備計画では、「本市において人口は緩やかに減少しているが、反

面、核家族化の進行により世帯数は増加傾向にあり、農地の住宅転用が確実に進んでいる。今後も継続的な転用需要があるものと予想され、適切な各種土地利用計画と整合性を図りながら、また、公共施設についても適切な計画による整合性ある事業を図り、無秩序な転用を抑制し、優良農地の確保に努める。」としている。

よって、両計画の方針に則り、丁寧な土地利用調整を行うことで、両計画との調和を図っていく。

【重点促進区域3 1 切川地区事業用地】

(概況及び公共施設等の整備状況)

概ねの面積は42.8ヘクタール程度である。

区域全体が市街化調整区域かつ農用地区域である。

周辺は宅地があるため、上水道、電力供給ラインなどのインフラは十分に整備されているほか、県道安来木次線に隣接し、山陰自動車道の安来インターチェンジまで約2.6kmで、交通利便性が高く、特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図ることが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

(関連計画における記載等)

安来市都市計画マスタープランでは「将来市街地」と位置付け、教育・文化機能に加え、商業施設や産業振興施設の立地を促進し、良好な市街地の形成を図る。また、地区計画などによる沿道サービス系の土地利用を農業生産環境などにも配慮しながら進めることとしている。

安来農業振興地域整備計画では、「本市において人口は緩やかに減少しているが、反面、核家族化の進行により世帯数は増加傾向にあり、農地の住宅転用が確実に進んでいる。今後も継続的な転用需要があるものと予想され、適切な各種土地利用計画と整合性を図りながら、また、公共施設についても適切な計画による整合性ある事業を図り、無秩序な転用を抑制し、優良農地の確保に努める。」としている。

よって、両計画の方針に則り、丁寧な土地利用調整を行うことで、両計画との調和を図っていく。

【重点促進区域3 2 穂日島地区事業用地】

(概況及び公共施設等の整備状況)

概ねの面積は10.2ヘクタール程度である。

区域全体は市街化調整区域かつ公園用地であり、上水道、電力供給ラインなどのインフラは十分に整備されているほか、国道9号に近接し山陰自動車道の安来インターチェンジまで約6.3km、隣県の米子市にある同米子西インターチェンジまで約1.9kmで、交通利便性が高く、特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図ることが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

(関連計画における記載等)

安来市都市計画マスタープランでは「レクリエーション地」と位置付け、レクリエーション施設や設備の整備や充実を図ることとしているが、産業用地が不足している現状を鑑み、既存の工場等や新規企業工場の立地等の企業拡大ニーズに対応できるよう、総合計画に即した位置づけとして修正を予定している。

なお、本区域には、土地利用調整が必要な農用地区域は含まれていない。

【重点促進区域33 松ノ前地区事業用地】

(概況及び公共施設等の整備状況)

概ねの面積は3.8ヘクタール程度である。

区域全体が市街化調整区域かつ農用地区域である。

周辺は商業施設、宅地があるため、上水道、電力供給ラインなどのインフラは十分に整備されているほか、国道9号に近接し、山陰自動車道の安来インターチェンジまで約3.6kmで、交通利便性が高く、特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図ることが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

(関連計画における記載等)

安来市都市計画マスタープランでは「将来市街地検討地」と位置付け、将来的に市街地としての利用を想定し、都市計画法施行条例に基づく市街化調整区域の緩和区域や地区計画を利用することで、都市的な土地利用を農業生産環境にも配慮しながら進めることとしている。

安来農業振興地域整備計画では、「本市において人口は緩やかに減少しているが、反面、核家族化の進行により世帯数は増加傾向にあり、農地の住宅転用が確実に進んでいる。今後も継続的な転用需要があるものと予想され、適切な各種土地利用計画と整合性を図りながら、また、公共施設についても適切な計画による整合性ある事業を図り、無秩序な転用を抑制し、優良農地の確保に努める。」としている。

よって、両計画の方針に則り、丁寧な土地利用調整を行うことで、両計画との調和を図っていく。

(3) (重点促進市町村による) 工場立地特例対象区域の設定

該当なし

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

(1) 地域の特性及びその活用戦略

- ①島根県の機械金属関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野
- ②島根県の電気・電子関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野
- ③島根県の食品関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野
- ④島根県の木材・住宅関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野
- ⑤島根県のパルプ、繊維、エネルギー関連、資源循環関連製造業等の固有技術を活用した成長ものづくり分野
- ⑥島根県の豊富な農林水産物を活用した農林水産・地域商社・流通分野
- ⑦島根県の情報関連産業の集積を活用したデジタル分野
- ⑧「ご縁」と「美肌」をキーワードに、島根の魅力ある観光資源を活用した観光分野
- ⑨島根県の医療・福祉関連製造業の固有技術や高齢者等の健康に関する情報を活用したヘルスケア分野
- ⑩島根県の恵まれた自然環境やエネルギー賦存量を活用した環境・エネルギー分野

(2) 選定の理由

①島根県の機械金属関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野

島根県の機械金属関連産業の主な集積として、たたら製鉄を源流とする特殊鋼メーカーを中心とした特殊鋼関連産業や、国内外を市場とする大手農業機械メーカーを中心とした農業機械部品加工企業、また、高度成長期以降の企業誘致により、全国第2位の生産重量を誇る銑鉄鋳物製造業や、広島県の自動車メーカーなどに高精度な部品を供給する自動車関連部品製造業、国内でトップシェアを持つ業務用厨房機器メーカーを中心とする厨房部品加工企業、島根大学との共同研究などにより宍道湖・中海圏域を中心に発達した水浄化等の環境対策機器製造業などがある。

このような集積により、島根県の機械金属関連産業とそれに付随する樹脂系部品製造業は、県内製造業における従業者数、付加価値額とも37%程度を占める重要な産業集積となっている。

こうした強みを持つ同産業の特性を生かした成長分野などへの参入、販路拡大に向けた挑戦として、長期的な成長が見込まれる航空機分野での事業拡大に向けた技術力の高度化、軽量化・電動化・自動走行化などが進展する自動車業界の動向を見据えた技術開発、農業分野の省力化ニーズに対応するIT技術を活用した農業機械やスマートアグリシステムの開発、生産性向上に対応するためのAI、IoT、RT技術なども活用した省力化設備の開発、アイコンストラクションやアイ SHIPPINGの推進による建設機械・船舶関連産業の市場拡大に対応する技術開発、リニアモーターカーなど新たに建設が予定される高速鉄道分野への参入、脱炭素化の流れの中での再生可能エネルギー・資源循環分野等、世界的に需要の増加が見込まれる環境・エネルギー分野への参入や販路拡大に向けた取組などを行う必要がある。

また、いずれの分野についても、新興国の経済成長や先進国の需要増加など、海外市場の拡大に伴う販路拡大も期待できる。

こうした成長産業・市場への参入に対応できる幅広い技術基盤が集積していることから選定する。

航空機産業への参入を目指す中小企業グループSUSANOは、グループ参画企業が、航空機部品等の非破壊検査及び加工に関する施設の共同設置を計画している。

②島根県の電気・電子関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野

県内には、高度経済成長期にコンデンサ、リレー、プリント基板などの電気・電子部品を製造する企業の立地が盛んに行われ、これらの誘致企業を中心に、立地地域の周辺に部品加工や組み立ての協力企業群が形成されている。

現在では、大規模な生産拠点を設けノートパソコンや積層セラミックコンデンサ、携帯電話部品などを製造する主力メーカーが立地し、また、電気機械、電子デバイス、LED製品、情報通信機器などを製造する中小企業が多数存在するなど、県内製造業における従業者数の23%、工業品出荷額の40%、付加価値額の34%を占める重要な産業となっている。

県では、電波暗室や様々な電気電子試験機器を有する「島根先端電子技術研究拠点」を整備し、県内の電気電子関連企業が開発した製品に対する電磁適合性試験やコンプライアンス試験を行うなど、企業の技術基盤の強化と研究開発力の強化を支援している。

同産業は価格競争が激しい分野ではあるが、小型化や高機能化など付加価値の高い製品開発を進めることで、今後、航空機、自動車、エネルギー、情報通信、医療・介護などの成

長分野での電動化、自動化、省エネルギー化、I o T・A I技術の進展などに伴い、開発された製品が基幹部品として海外市場も含めニーズが増大していくことが見込まれる。

県内の電気・電子関連産業は中核的な企業を中心に高い技術力を有し、関連産業への波及も大きく、地域産業の活性化に繋がることから選定する。

③島根県の食品関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野

島根県では、日本海や中山間地域の良質な農林水産資源などを活用した食品製造業が県内全域に立地しており、製造品等出荷額の8%、事業所数の25%、従業者数の15%を占める重要な産業となっている。

県では、こうした集積の技術力を生かした商品開発を進めるため、産業技術センターなどにおいて企業と共同で研究開発を行っている。また、産業振興財団などを通じて国内市場のみならず、成長が見込まれる海外市場への販路拡大に向けた取組などを支援している。

食品製造業は、今まで蓄積してきた発酵、乾燥、粉碎、醸造、焼成などの加工技術を活用することにより、世界的に進む健康志向に対応する機能性・健康食品や災害等に備えた長期保存可能な商品、高い乾燥技術を活用した食味の良い商品、保存料等を使用しない無添加の商品、共働き世帯など手軽に調理できるニーズに対応する商品、観光や地域ブランド等と連携した差別化商品などの開発や、海外で評価が高まっている日本酒、お菓子、お茶、水産加工品などの輸出などにより販路拡大が期待できる。

また、近年では、食品の製造過程でこれまで廃棄していた未利用部位等を活用した製品開発が盛んに行われており、サーキュラーエコノミー（循環型経済）の概念が急速に普及していることも相まって、地域の食品関連産業において残渣等を活用した商品の開発が期待できる。

県内全域に幅広く集積し、従業者数の多い同産業の成長は、地域経済への波及が大きいことから選定する。

④島根県の木材・住宅関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野

全国4位の森林率である本県では、木材を活用した産業が発達しており、全国的に高いシェアを占める合板製造は、ハウスメーカー等向けの構造用合板を中心に、製材品は、工業製品向け梱包材や住宅用、家具用として全国に出荷されている。木材チップ製造は、周辺の製紙工場へ供給しているほか、県内3箇所の木質バイオマス発電所や、中国電力三隅発電所向けに、燃料用チップの共同出荷に取り組んでいる。また、隠岐地域では、木材の接着剤などの用途としてリグノフェノールの研究開発を行っている。

パルプ・紙・紙加工品製造業では、溶解パルプや機能性化成品の製造が行われているが、溶解パルプは、繊維材料等として国内外に供給され、機能性化成品は、食品添加剤等として国内主要メーカーに出荷されている。

また、県西部では、地域の良質な粘土を活用した窯業が盛んであるが、高温焼成技術により凍害や塩害に強い住宅屋根材として石州瓦を全国に供給しており、その出荷枚数は粘土瓦の全国2位のシェアを持つ一大産地となっている。

こうした木材、住宅関連産業の集積により、県内製造業における従業者数、付加価値額の10%を占める主要な産業集積となっている。

合板は、主力の構造用合板のほか、現在、輸入品が多数を占める型枠用合板の需要増加

が見込まれ、また、製材では、24事業体で組織する「木材製品県外出荷しまね事業体連合」で、県外市場での販売促進の取組を連携して行うなど生産量の増加が期待される。

木材チップは、セルロースナノファイバー（以下「CNF」という。）やカルボキシメチルセルロース（以下「CMC」という。）などの製造施設設置に伴う需要や、県内各地の温浴施設向けやバイオマス発電施設向け燃料チップの需要が増加すると見込まれるとともに、CNFを活用した環境負荷の少ない半導体材料やCMCを活用した車載用リチウムイオン電池の電極材料など、木材チップ等の木質由来の新素材開発による事業化が期待される。

特に、海洋汚染等の国際的な社会課題解決のため脱プラスチックの取組が急速に進んでいるとともに、国内では令和4年4月1日に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行され、サステナブルな素材（竹等の自然素材、木質バイオマス由来の樹脂）の開発、活用が期待される。

瓦産業は、建築用資材の高騰や他屋根材の台頭に伴い、石州瓦が主力商品とする和瓦の市場は縮小傾向にある一方で、タイルや食器といった瓦以外の製品や焼成技術を活かした異分野への参入など新しい市場での事業展開が期待される。

こうした県内の地域資源を活用して製品を製造し、外貨を獲得できる集積産業が成長することは、経済基盤が脆弱な中山間地域などをはじめとして、地域への経済波及効果が高いことから選定する。

⑤島根県のパルプ、繊維、エネルギー関連、資源循環関連製造業等の固有技術を活用した成長ものづくり分野

島根県内には、競争力が高い固有の技術を持ち、成長分野での販路拡大に向けた取組を行う企業がある。

パルプ・紙・紙加工品製造業では、溶解パルプなどを製造する企業が、CNFの研究開発を行っているが、CNFは、経済産業省が2030年のCNF関連材料の市場創造目標として、国内全体で1兆円を掲げているなど、大きな市場となることが期待されている。

また、車載用リチウムイオン電池用途や食品用途等で伸長が期待されるCMCは、世界市場規模が2021年の16億7000万米ドルから2028年には22億3000万米ドルに成長すると予測されるなど、大きな市場になることが期待されている。

繊維製造業では、衣類製造をはじめ、吸放湿性、抗菌性等の機能を持たせたレーヨンや各種日用・衛生用品などに使用される不織布の開発技術を持つ企業などがあり、県内製造業における事業所数の7%、従業者数の5%、工業品出荷額の2%を占める重要な産業となっている。繊維は、安価な海外製品が大きなシェアを持つが、素材に機能性を付与した製品開発などにより差別化を図ることで、国内、海外市場での販路拡大が期待され、また、不織布についても一般消費者の衛生意識の高まりなどにより用途が広がることを見込まれる。

エネルギー関連産業では、豊かな自然環境を活かした、木質バイオマス、風力、太陽光、小水力といった再生可能エネルギーへの投資が県内で積極的に行われており、パワーコンディショナやフライホイール蓄電池等の県内で製造される関連製品、高精度で耐久性に優れた交換部品等の供給による、新たな産業の創出が期待される。

資源循環関連製造業では、廃棄物の減容化やリサイクルに資する廃棄物処理装置・堆肥化装置などの開発や金属加工企業の技術や建設業のノウハウを活かした製品開発、排ガス

規制強化により市場拡大が期待できる排ガス触媒製造などの取組が進展している。

その他、世界的に需要が増加している自動車外装や日用品樹脂系容器向けの顔料製造など、ニッチな市場で高いシェアを持つ企業などの付加価値向上が期待される。

また、企業独自の技術開発の支援のほか、県が中心となり技術開発を行い県内企業への技術移転や共同研究などの取組により、高付加価値な新技術・新製品の開発を促進している。

こうした企業が固有技術を生かして事業拡大することにより、地域経済への経済波及が期待できることから選定する。

⑥島根県の豊富な農林水産物を活用した農林水産・地域商社・流通分野

県内生産額に占める産業別構成比は県内産業の2.4%と少ないが、全国平均と比べると約2倍の構成比となっており、県では重要な基幹産業と位置づけている。

令和2年4月に策定した「島根県農林水産基本計画」の取り組みをスタートさせ、本県農林水産業の持続的な発展を目指している。

農業分野については、本県農業は、耕地面積の約8割が水田であり、これまで米中心の農業が行われてきたが、近年の米の消費量の減少や米政策の見直しを踏まえ、担い手への農地の集積等による持続可能な米作りを推進する一方で、水田を活用した高収益園芸作物の導入を進める水田園芸の取組や有機農業の拡大、県GAP認証産品等、地域の資源や強みを活かした特色ある産地づくりを進めているほか、「しまね和牛」の種雄牛造成や繁殖雌牛の能力向上など、高品質な「しまね和牛肉」の生産性の向上に取組、2022年の第12回全国和牛能力共進会において、第6区総合評価群（肉牛）1位を獲得する等、肉質が高く評価されている。

林業分野については、「伐って・使って・植えて・育てる」循環型林業の更なる推進のため、林業の生産現場における低コスト化や、最も高値で取引される製材用原木の需要拡大、林業就業者の確保に重点的に取り組んでおり、県内原木生産量は順調に増加してきている。また、製材・合板・チップ等の製造業においては生産加工能力を高めるとともに、特に高品質・高付加価値製品に加工して出荷する体制整備を進めていく。

水産分野については、県西部沖合に広がる大陸棚や隠岐諸島などの複雑な海底地形と相まって好漁場に恵まれ、ブリ、アジ、サワラ、タイ、カレイ、ノドグロ、アナゴ、カニなど多種多様な水産資源が生息する豊かな海が広がっており、漁獲量は全国9位（9万トン、159億円、令和3年）である。また、養殖ではイワガキやワカメ、河川や湖ではアユ、ウナギ、シジミなどが漁獲され、特にシジミは全国1位（4千トン、令和3年）の漁獲量である。これらの水産資源を活用したブランド化の取組が各地域で行われている。

本県農林水産業は、小規模で少量多品種の経営体が多く、今後、国内外の競争激化にしっかりと対応し、将来に向けて成長産業として持続的に発展していくためには、GAPの推進や、ICT技術などを活用した高度な生産システムを積極的に導入して生産性の向上と効率化を進めながら、中核的な経営体の経営規模拡大やクラスター化による生産の集積を推進することで、島根を牽引する産地を構築していく。また、個々の経営体だけではなく、県内外の企業や地域商社などによる新たな流通のしくみづくりや、新たな農林水産物や加工品などの輸出、地産地消の取り組みなどを進め、これまでになかった新たな販路を開拓し、売れる農林水産品づくりを推進する。

とりわけ、こうした農林水産物や加工食品などを鮮度や品質を保持しながら、首都圏な

ど大消費地に輸送するためには、地域商社や物流事業者などの流通事業者の輸送力や品質保持技術によるところが大きい。この点、この地域には、松江自動車道及び尾道自動車道、山陰道、浜田道といった高速道路、出雲空港、石見空港、隠岐空港、米子空港などの空路、重要港湾である浜田港や境港などの海路等、多くの交通インフラがあり、こうしたインフラを活用する物流・流通事業者や地域商社などが多く存在している。こうした事業者は、農林水産事業者を中心した地域産業をサポートする重要な事業者であり、地域産業の強化には欠かせない。

物流業界においては、2024年度からのトラックドライバーへの時間外労働の上限規制等の働き方改革や脱炭素化に向けた取組への対応も求められており、こうした状況はリスクでもあるが、適切な対策を取れば県内経済成長のチャンスともなりうるものであり、地域経済を牽引していく企業の円滑な事業活動に資するよう、支援していく。

⑦島根県の情報関連産業の集積を活用したデジタル分野

島根県内では、生産性が高いと世界的に評価されているプログラミング言語「Ruby」（開発者が松江市内在住）をはじめとするオープンソースソフトウェア（OSS）を軸とし、産学官＋コミュニティの連携により、新たなビジネスの創造を指向する活動や、IT人材の集積を目指した取組が進められている。

こうしたRubyへの取組が広がることで島根県への注目度が高まり、平成19年度以降、県外からのIT企業進出は約50社、IT企業の売上が3倍増となり、県内雇用が約84%増加するなど、県内ソフト系IT産業は着実に発展し、若者の雇用を創出する魅力的な産業となっている。

また、しまねソフト研究開発センター（ITOC）では、IoT向けプログラミング言語「mruby/c」の研究開発や、IT産業における新たなサービス開発・市場開拓の支援、県内産業とIT企業との共創によるビジネス創出の支援等を行っている。これらの取組を通じ、今後、IT企業の高付加価値化や製造業・小売・観光分野等の県内他産業との連携強化が期待できる。

このように、IT産業は、地方にあっても高い技術力と優れたアイデアで成長分野に転換できる産業であることから選定する。

⑧「ご縁」と「美肌」をキーワードに、島根の魅力ある観光資源を活用した観光分野

島根県には、縁結びで知られる出雲大社をはじめ、松江城、石見銀山遺跡などの歴史的資源や、石見神楽、ホーランエンヤ権伝馬踊りなどの伝統文化といった観光資源が多く存在する。令和4年島根県観光動態調査によると、「歴史・文化」を目的とする観光入込客延べ数が13,318千人、その中でも「神社・仏閣」を目的とする観光客が9,506千人で、全体の38.0%を占めている。このことから、「伝統」、「神話」、「ご縁」、「パワースポット」などに興味を持つ観光客が多く、県の重要な観光資源と言える。

また、島根県には日本三大美肌の湯「斐乃上温泉」、日本三美人の湯「湯の川温泉」、日本最古の美肌の湯「玉造温泉」など、60か所以上の豊富な温泉や、美肌に良いとされる食材が数多く存在し、令和4年島根県観光動態調査では、「温泉」を目的とする入込客延べ数は2,645千人で、全体の10.6%となっている。加えて、冬場の湿度の高さ、一年を通して日照時間が他地域より少ないことから、化粧品メーカーのポーラが実施する「ニッポン美肌県グランプリ」で過去5回、全国最多でグランプリを獲得。「美肌県」とし

でのプロモーションも展開してきた。

平成25年の出雲大社の大遷宮を契機に打ち出した「ご縁」、島根の気候や温泉、食文化といったライフスタイルから打ち出した「美肌」は、引き続き重要なテーマとなっており、これらに基づいたプロモーションやキャンペーンを展開していく。

また、島根ならではの「ご縁」と「美肌」は、旅を通じて心身ともに癒される「ウェルネスツーリズム」の考え方や親和性があり、今後需要が拡大すると考えられる「ウェルネスツーリズム市場」へのアプローチも行っていく。

海外に向けては、これらの観光資源について、台湾や韓国、香港等、ターゲットとする国や地域の国民性等に合わせながら、プロモーションに取り組んでいる。

⑨島根県の医療・福祉関連製造業の固有技術や高齢者等の健康に関する情報を活用したヘルスケア分野

ヘルスケア分野は、医療・福祉機器、医薬品、機能性食品、化粧品、ヘルステック、ヘルスケアサービスなどを対象とした分野であり、SDGsやウェルビーイング、長寿社会などの潮流の中で、今後、市場の拡大が予測され、県内企業による取組が活発化している。

ヘルスケア分野は、高齢化の先進県である島根県にとっては、地域課題の解決につながる地域ニーズが高い分野である。

医療・福祉機器の分野では、県の集積産業である金属加工企業や樹脂加工企業によって、島根大学医学部や産業技術センターとの産学官連携により、精密加工等の技術力を活かした新製品・新技術開発が進展している。

また、機能性食品や化粧品の分野では、県東部だけでなく石見地域や中山間地域も含めた県全域に関連企業が多く存在しており、多様な製品、技術シーズの集積がある。また「美肌県」として評価されていることも島根県にとってこの分野でのビジネスチャンスとなっている。

そして、デジタル分野では、ヘルステックといった融合技術が注目され、新たな市場が創出・拡大している。県には、ソフト系IT産業が集積していること、しまねソフト研究開発センターやしまね地域DX拠点などの支援機関があること、県内の病院、薬局、介護施設等が患者の医療情報等を共有する地域医療連携システム「しまね医療情報ネットワーク（まめネット）」による地域独自の健康データの蓄積があること、などの強みがある。

このようにヘルスケア分野は、県全域の幅広い業種・業態に強みがあり、高等教育機関が有する技術シーズやIoTなどの先端技術を活用したヘルスケアビジネスに事業者が取り組む展開が期待できる分野であることから選定する。

⑩島根県の恵まれた自然環境やエネルギー賦存量を活用した環境・エネルギー分野

県内では、6市5町が「2050年ゼロカーボンシティ」を表明し、カーボンニュートラル観光を目指す松江市や農業分野の脱炭素化を図る邑南町が脱炭素先行地域に選考されるなど、カーボンニュートラルに向けた取組が推進されている。

また、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約（ラムサール条約）」に登録された宍道湖と中海など貴重な地域資源を守るため、廃棄物の減量化、水質浄化など固有技術を有する環境ビジネスが集積し、事業を拡大している。

さらに、県土の78%に相当する524千haを森林が占める県の森林率は、全国4位を誇る。この豊富な森林資源を背景に、間伐材や残材を活用した木質バイオマス発電と、これを燃料に供給する関連ビジネスの創出が期待されている。

県の地形は著しく狭長で、かつ、日本海に向けて急傾斜しており、恵まれた風況を有するとともに、県内河川の多くは中国山地を源流に日本海へ流れており、山間の狭い地帯を豊富な水量で急流する河川が多く、発電源として利用されている。

地域の特性や資源を活かし、成長している環境ビジネス分野と、恵まれた自然エネルギー賦存量を活かした風力、小水力、木質バイオマス等発電などエネルギー関連ビジネスをカーボンニュートラルに向け、さらなる成長が期待できる分野であることから選定する。

6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

(1) 総論

地域特性を生かして、ものづくり分野、IT産業分野、観光分野の成長発展の基盤強化を図り、新たな産業を創出していくためには、地域の事業者のニーズを的確に把握し、挑戦意欲を喚起する事業環境を整備する必要がある。

そのためには、生産性向上のための設備投資や新たな技術や商品の開発につながる人材投資など、経営力・技術力の強化を支援することが重要であり、人材、設備投資、財政・金融、情報、規制の特例措置等の面で、国の制度と一体となった支援施策を講ずることで、事業者のコスト負担やリスクの低減を図る。

(2) 制度の整備に関する事項

①不動産取得税、固定資産税の課税免除措置の創設

活発な設備投資が実施されるよう、一定の要件を課した上で、不動産取得税及び固定資産税の課税免除措置に関する条例を平成29年10月13日に制定している。

(3) 情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

①行政機関等が保有する公共データの公開

県が保有する公共データであって、オープンデータとして公開が可能なものや、他県で同様に公開されているもの、民間等のニーズがあるものから、オープンデータとして公開を推進するとともに、市町村とも連携して、オープンデータの公開やデータの充実を図っていく。

(4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応

島根県庁商工労働部内に、事業者の事業環境整備の提案を受け付けるための相談窓口を設置している。提案を受けた場合は、関係部局と連携しながら、解決手段を検討し、適切な対応を図る。

(5) その他の事業環境整備に関する事項

①市町村と県の緊密な連携

事業者の地域経済牽引事業の実施に当たっては、規制事項の解決をはじめとして市町村

と県の双方に関わる事項が存在するため、両者が緊密な連携と適切な役割分担を図り、企業のニーズにきめ細かく対応していく。

②グローバル競争力の強化に向けた経営支援

ものづくり産業は、国内市場の縮小やグローバル競争の激化など厳しい経営環境にあるため、県内企業の国際的な視点に立った経営戦略の構築や技術力の向上等を支援する。

また、県が海外（タイ王国）に設置した支援拠点の活用を図り、成長する新興国市場の需要獲得を支援する。

③産学官連携による技術支援

県内企業の多くは、技術開発や研究開発に必要な資金や人材に乏しいため、産業技術センターが、生産性向上、人材育成、新製品・新技術開発、環境対応技術強化の支援を行うことにより、技術基盤の強化と研究開発力の強化を両輪で進め、次世代分野等への新事業展開を推進する。

また、県内企業の持つ技術の高度化、製品の高性能・高機能化や新素材開発等を促進して企業の競争力強化を図るため、島根大学、島根県立大学、松江高専、産業技術センター、産業振興財団、島根県発明協会、島根県産業振興課による「しまねオープンイノベーションプラットフォーム」を組織して各機関の連携を強化し、優れた技術シーズ・専門家の知見・研究設備を効果的・効率的に県内産業へ還元し県内企業の技術上の課題・隘路の解決につなげていく。中でも、令和5年4月に島根大学に新設された県内初の工学部である「材料エネルギー学部」との連携による県内企業の研究開発力の強化のため、共同研究に係る企業負担の軽減のための支援を行う。

デジタル分野においては、しまねソフト研究開発センターが先駆的な技術開発を推進するとともに、企業が取り組む革新的な技術、商品、サービスの開発を支援する。

④人材の確保に向けた支援（人材育成・確保支援）

ものづくり及びIT産業においては、生産年齢人口の大幅な減少により人材確保が一層の厳しさを増すことが予想されている。また、競争力強化のためには、経営・技術革新を促進する必要がある、これらの取組を支える人材が必要である。

島根大学の「材料エネルギー学部」が行う県内企業と連携して行う社会実装教育等、高等教育機関と連携し、成長産業へ挑戦する地域企業で活躍し、地域産業を牽引していく優秀な高度専門人材の育成への取組や、産業技術センターにおける県内企業の技術者を養成するための研修生の受け入れ、研究成果や最新の工業技術などを普及するための講習会や研究会の開催などによる県内企業の技術力向上、さらに小学生から社会人までの各段階において、IT技術や県内IT企業と関わる機会作りや、ITに限定した無料職業紹介サービス「IT WORKS@島根」の運営等を通じ、ものづくり及びIT人材の確保・育成を支援する。

また、将来の県内観光業に従事する人材の確保・育成を目的として、島根大学国際観光教育推進センターの「観光教育プログラム」の開講を支援し、観光業界への興味関心を高める取組をしている。加えて、大学生等を対象に、県内観光事業者との車座トークと就業体験を組み合わせたフェアを、同センターと共催し、人材確保・育成に取り組んでいる。

一方で、県内観光業従事者向けに、オンデマンドセミナーを開設し、スタッフのキャリアに応じたスキルアップを図っていく。

さらに、県内企業が行う都市部等の専門人材確保を支援するため、島根県プロフェッショナル人材戦略拠点に担当マネージャーを配置し、副業・兼業人材の活用を促進している。

県では、事業者がどのような人材を求めているかを把握し、産業振興財団、市町村、大学・高専、職業訓練機関、農林大学校等の関係機関と連携して、各分野における人材の確保と育成に努める。

⑤企業への継続的なフォローアップ

島根県企業立地促進条例に基づき立地計画認定した企業に対しては、島根県商工労働部内に設置したワンストップ相談窓口と専任担当者の年2回以上のフォローアップ訪問により、人材の確保、技術相談、ビジネスパートナーのマッチングなどの要望に対応し、事業継続を支援する。

⑥事業承継に対する総合的な支援

後継者不足等により企業の事業継続が困難になることがないように、事業承継推進コーディネーター1名と事業承継推進員を県内各地に配置して、島根県事業承継・引継ぎ支援センター、市町村、商工団体、金融機関、士業団体等の関係機関と連携した事業承継支援体制を整備し、案件の掘り起こしから事業承継計画の策定・フォローアップまで、一貫した伴走型支援を実施する。

また、普及啓発セミナーの開催、専門家への派遣、事業承継を契機とした新事業展開への助成事業や、地域経済の維持発展に必要な事業者等の事業承継への助成事業など、企業ニーズにあわせた総合的な支援を実施する。

⑦スタートアップへの支援（事業者の成長促進等）

産業構造の変革に対応する新たなビジネスに挑戦する新規創業や第二創業によるスタートアップ創出が重要となっているため、デジタル分野や次世代産業分野を中心として、県内外の企業間連携、高等教育機関や産業技術センターとの産学官連携などのオープンイノベーションを推進することで、地域における挑戦の機運を醸成するとともに、戦略構築から新製品・新技術開発まできめ細かい支援を行う。

⑧地域における重要産業のサプライチェーンの構築・強靱化の支援

米中経済摩擦やウクライナ情勢、コロナ禍など取り巻く環境の変化に伴い、経済安全保障の推進について重要性が高まっており、航空機部品や工作機械・産業用ロボットは特定重要物質として定められている。航空機部品は、特殊鋼メーカーを中心とした特殊鋼関連産業が素材から加工、検査まで地域内で一貫加工体制を構築することで供給力強化を図っていく。また、DXやCNを推進するうえで重要な、工作機器・産業用ロボットなどにも使われるセラミックコンデンサをはじめとした電子部品などは、電子部品・デバイス・電子回路製造に関連する企業が連携し、供給力強化を図っていく必要がある。

地域でより高い付加価値を生み出すため、産業振興財団と連携し、地域内の企業間連携を促し、流通業を含めた、地域の関連産業によるサプライチェーンの構築や集積化を推進するとともに、高等教育機関や産業技術センターにおいて研究開発や人材育成など、企業の技術力を向上させ、他地域との差別化を図るための支援を行う。

⑨賃上げ促進（賃上げ促進支援）

県内企業の多くは、エネルギー価格・原材料価格の高騰等によるコスト上昇分の価格転嫁が適正に行われるよう、産業振興財団内に下請かけこみ寺やよろず支援拠点の価格転嫁サポート窓口を設置し、事業者の賃上げに資する取組の支援を行う。

また、価格転嫁交渉に必要な情報提供や、企業のパートナーシップ構築宣言を促すために県内関係団体と連携しセミナー等による啓発活動を行うなど、下請取引の適正化を促進する。

なお、県と労働局は、総合的な雇用対策を実施するため、島根県雇用対策協定を締結し、賃上げ等の課題に対応している。加えて、県では、事業者向けに発行している支援施策集において、賃上げに向けて活用できる国の助成制度に関する情報提供を行っている。

⑩GXの促進支援

政府が設定している2050年の実質的な二酸化炭素排出ゼロ（カーボンニュートラル）に向けて、取引への影響も懸念されるため、県内中小企業の経営資源や取組段階に合わせた、基本知識の啓発（知る）、自社の排出量を算定する省エネ診断等（測る）、CO₂削減計画策定や設備導入支援（減らす）を支援していく。

また、官民の投資や新たな市場創出が期待される、環境やエネルギー、リサイクルなどのグリーン分野への県内事業者の進出を支援することで、売上や付加価値の向上とともに、魅力ある職場の創出を図っていく。

環境に配慮した持続的農業の実現に向けて、有機農業の推進や、循環型林業の推進、省エネルギー技術の導入等を進める。

⑪DX支援（デジタルトランスフォーメーションの促進支援）

県内中小企業に対して、セミナー等実施しデジタル技術の活用や導入の必要性について理解を促し、アイデア創出やビジネスプランの作成・実証などの段階（※）に応じて専門家の派遣や助成金の交付などの支援を行う。

また、しまねソフト研究開発センター等において、デジタル化の相談対応や導入事業者とIT企業の結び付けを行い、県内のDXを促進する。

農林水産業において、高齢化や労働力不足が進む中、国や民間企業が開発を進めるスマート農業等、経営改善に向けたデジタル技術の活用を進める。

流通業においても、持続可能な物流の構築に向けて、運送事業者と荷主企業等が連携した物流の効率化等を促進するため、デジタル技術の活用を進める。

※想定段階

ステージ1：デジタル技術による業務の効率化

ステージ2：デジタル技術による既存事業の収益拡大や変革

ステージ3：デジタル技術による新ビジネス創出

⑫関連する計画との連携

県域を越えた広域的な観光客の誘客を推進するためには、高速道路インターチェンジ等の交通拠点から観光拠点施設を連絡するインフラを整備し、観光地の周遊性の向上をより一層促進する必要がある。このため、広域的な地域活性化法に基づく広域的な地域活性化基盤整備計画とも連携していく。

(6) 実施スケジュール			
取組事項	令和6年度	令和7年度 ～令和9年度	令和10年度 (最終年度)
【制度の整備】			
①不動産取得税、固定資産税の課税免除措置	運用及び条例の一部改正(免除期間の延長(予定))	運用	運用
【情報処理の促進のための環境整備(公共データの民間公開等)】			
①オープンデータ公開・活用の推進	運用	運用	運用
【事業者からの事業環境整備の提案への対応】			
①島根県庁商工労働部内の相談窓口設置	運用	運用	運用
【その他】			
①市町村と県の緊密な連携(地域経済牽引事業促進協議会)	適宜開催	適宜開催	適宜開催
②グローバル競争力の強化に向けた経営支援	事業実施	事業実施	事業実施
③産学官連携による技術支援	事業実施	事業実施	事業実施
④ものづくり及びIT人材の確保・育成への支援	事業実施	事業実施	事業実施
⑤企業への継続的なフォローアップ	事業実施	事業実施	事業実施
⑥事業承継に対する総合的な支援	事業実施	事業実施	事業実施
⑦スタートアップへの支援	運用	運用	運用
⑧地域における重要産業のサプライチェーンの構築・強化の支援	運用	運用	運用
⑨人材確保に向けた支援	運用	運用	運用
⑩賃上げ促進	運用	運用	運用

⑪GXの促進支援	運用	運用	運用
⑫DX支援	運用	運用	運用
⑬関連する計画との連携	運用	運用	運用

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

(1) 支援の事業の方向性

地域一体となった地域経済牽引事業の促進に当たっては、島根県が設置する産業技術センター、産業振興財団、地域の高等教育機関である島根大学、島根県立大学、松江高専、また、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会等の商工団体、地域の金融機関など、県内に存在する支援機関が緊密な連携により支援を行う必要がある。

そのため、島根県に配置した大学高専担当職員、産業振興財団に設置したよろず支援拠点のコーディネーター及び技術コーディネーターが中心となって、企業等の事業内容や発展段階に応じた適切な支援を提供できるように関係機関の連絡調整を行う。

(2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

①公益財団法人しまね産業振興財団

中小企業を総合的に支援する「中小企業支援センター」として、総合相談・設備貸与・創業人材支援・技術支援・取引支援・国際化支援・IT産業支援等のサービスを提供している。

a. 島根県よろず支援拠点

コーディネーターを配置し、中小企業・小規模事業者の経営上のあらゆる相談に対応し、商工団体・金融機関等と連携して様々な経営課題の解決を支援している。

b. しまね知的財産総合支援センター

中小企業や中堅企業等が経営の中で抱える知的財産に関する相談を、窓口支援担当者がワンストップで受け付け課題の解決を図っている。

c. しまねソフト研究開発センター

県内IT産業の競争力強化を図るために、オープンイノベーションによる新商品・新サービス開発などの新事業創出支援、県内企業とのAI・IoT分野での共同研究、XRやドローンなど先端デバイスの活用支援を行う。また、県内中小企業のデジタル化及びDX化に向けた支援を行う。

d. 島根県プロフェッショナル人材戦略拠点

金融機関や支援機関と連携をしながら県内企業の人材ニーズを掘り起こし、企業の成長戦略実現や経営課題解決に資するプロフェッショナル人材の確保を人材紹介事業者や無料職業紹介事業所を通じて支援する。

②島根大学

島根大学は、地域未来協創本部産学連携部門やオープンイノベーション推進本部を中心に、大学の知的創造物を地域の産業界において活用するための支援や地域の課題解決に向けた支援をしている。

a. 地域未来協創本部産学連携部門

産学連携部門では、地域の民間企業等が抱える様々な技術的問題の解決に大学の教員がアドバイスや情報提供を行う科学技術相談のほか、共同研究や受託研究の促進、外部の機関から派遣される技術者・研究者に対して大学院と同じ程度の研究指導を行う受託研究員制度の運用などにより、地域企業を支援している。

b. 国際観光教育推進センター

観光の観点から地域振興を担う人材のプラットフォームとなることを目的とし、令和4年4月に開設。特別副専攻プログラム「観光教育プログラム」とリカレントプログラム「山陰ツーリズム人材育成塾」を柱とし、人材育成に取り組んでいる。

島根県は国際観光教育推進センターの「観光教育プログラム」の開講を支援し、学生の観光への意識を高めること、観光業界への就職の意識醸成を図っている。

③島根県立大学

島根県立大学は、各キャンパスの地域連携推進組織を中心に、保有する知的資源を生かし、個性的で実践的な地域研究を市民や学生と連携しながら推進し、また、地域活動に積極的に参加し、地域活性化に貢献している。

a. しまね地域国際研究センター（全学）、地域連携推進委員会（浜田C）、看護栄養交流センター（出雲C）、しまね地域共生センター（松江C）

地域からの要望及び相談への対応、公開講座などの生涯学習の企画、受託研究の促進などの取組により、地域の企業等に対して支援している。

④松江工業高等専門学校

松江高専は、地域共同テクノセンターを中心に、新技術・高度技術の研究機能の充実を図るとともに、地域の産業界との連携を深め、地域社会の発展に寄与している。

a. 地域共同テクノセンター

地域共同テクノセンターでは、地域の民間企業等が抱える様々な技術的問題の解決に松江高専の教員がアドバイスや情報提供を行う技術相談のほか、共同研究や受託研究の促進などの取組により、地域の企業等に対して支援している。

⑤公設試験研究機関等（島根県農業技術センター、島根県畜産技術センター、島根県水産技術センター、島根県中山間地域研究センター、農林水産振興センター）

島根県が設置する公設試験研究機関では、島根の農林水産業・農山漁村の将来ビジョンを明確化した「島根県農林水産基本計画」に基づき生産現場の課題解決に直結する技術開発など「試験研究の基本的推進方向」を定め、研究に取り組んでいる。

加えて、農林水産振興センターなどの普及部門では、各分野における高付加価値化に向けた技術支援や研究成果の現場への移転などを行っている。

⑥島根県立農林大学校

島根県立農林大学校は、農林業の専門的知識、経営管理能力を習得し、広い視野に立って農林業を考え、技術革新、経営改善に積極的に取り組み、新しい農林業を創造する能力を養い、次代の島根県の農林業をリードする農業者及び森林管理技術者を養成している。

⑦公益社団法人島根県観光連盟

島根県における観光事業の振興を図り、観光を通じて地域の活性化を図ることを目的と

した組織であり、観光客の誘致促進、観光物産・観光文化の振興、イベントの実施、観光地の整備、観光に関する情報の収集・提供を実施し、県内観光産業を支援している。

- a. 県外誘客プロモーション事業
営業・宣伝活動、旅行会社商品造成支援、観光情報説明会 等
- b. 市場開拓支援事業
M I C E誘致、教育旅行誘致 等
- c. 受地整備促進事業
ガイドツーリズム促進、着地型旅行商品支援、観光事業者支援 等

⑧山陰インバウンド機構

外国人観光客の誘客拡大を目的に、平成28年4月に、島根県、鳥取県、観光関係団体により、広域連携DMOとして設立した組織であり、広域観光周遊ルート「縁の道～山陰～」の形成を図るため、海外プロモーション、旅行商品造成、受入環境整備などの取組や、インバウンドによる観光ビジネスの創出を図っている。

- a. マーケティング事業
情報発信、マーケティング分析、実証調査 等
- b. 受入環境整備、交通アクセス円滑化事業
中核人材育成、通訳案内士育成、旅行商品造成支援 等
- c. 滞在コンテンツの充実事業
外国人旅行者向け体験メニュー 等
- d. 情報発信・プロモーション事業
webサイト発信、市場別情報発信事業 等
- e. ビジネス創出・事業支援事業
プラットフォームビジネス支援 等

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

(1) 環境の保全

豊かな自然と調和した生活環境は島根の強みであり、その持続可能な活用を進めるため、市町村、関係団体、NPO等と連携・協働し、県民や事業者の皆さんとともに取組を進めていく。

また、事業活動で発生した廃棄物を適正かつ円滑に再資源化や最終処分までを行うためには、十分な処理施設の整備と適正な維持管理が不可欠であり、民間での新規設置が困難な状況である産業廃棄物の最終処分場について公共関与による最終処分場を確保するなど、環境負荷の少ない循環型社会を形成していくためには、廃棄物の適正処理を確保する取組を進める必要がある。

- ・本計画の推進に当たっては、企業の環境関連の法令遵守はもとより、資源・エネルギー消費量の削減、再生可能エネルギーの導入促進による地球温暖化対策の推進や、3Rの推進や食品ロスの削減による循環型社会の形成を目指して取り組む。

- ・事業活動に伴う廃棄物の増加、大気汚染物質及び水質汚濁物質等の排出や騒音・振動の発生など周辺住民の生活環境に影響を及ぼすおそれがあるものについては、事業者が住民に十分な説明を行い、理解を求めていく。
- ・地域経済牽引事業の実施に当たっては、自然公園法、島根県立自然公園条例、島根県自然環境保全条例、島根県希少野生動植物の保護に関する条例、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律等に定められた規制を遵守し、自然環境部局等と十分に調整を図りながら、自然の風景地の保護、生物多様性の確保、希少野生動植物の保護等に配慮するものとする。
- ・環境保全上重要な地域内での地域経済牽引事業の実施に当たって、直接あるいは間接的に影響を与えるおそれがある場合は、あらかじめ地方環境事務所と調整し、自然環境部局と十分調整を図りつつ、専門家の指導・助言を踏まえて、それらの保全が図られるよう十分配慮して行う。
- ・「1 基本計画の対象となる区域（促進区域）」に記載のある国立公園又は国定公園を含む区域において地域経済牽引事業計画を承認する際には、地方環境事務所又は県の自然環境部局へ事前に相談するものとする。
- ・重点促進区域において、市町村が工場立地法の特例措置を適用するに当たっては、周辺の生活環境に十分配慮した緑地基準を設定するとともに、その設定に当たっては、住民の理解を得ながら行う。

（２）安全な住民生活の保全

県では、平成18年度に制定した「島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」、同年度に策定した「島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり防犯に関する指針」及び令和2年度に策定した「第5期島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり基本計画」により、県民、事業者、市町村、県等が一緒になって犯罪のないまちづくりを推進し、県民が安全に安心して暮らすことができる社会の実現を目指すこととしている。

地域における経済活動を牽引する事業の促進によって人口や物流の集中化が図られることで、犯罪及び事故を増加させ、地域住民の安全安心を損なうことのないよう配慮するため、事業者、市町村、県は、次の事項を警察や道路管理者等との連携を図りながら推進する。

- ・事業所付近で地域住民が犯罪被害に遭わないように、防犯カメラや照明装置などの防犯設備の整備について配慮する。
- ・事業所等における植栽の適切な配置及び剪定により、見通しを確保するほか、空地等が夜間において地域住民に迷惑を及ぼす行為に利用されないよう管理を徹底するなど防犯に配慮した施設の整備及び管理を行う。
- ・交通事故を防止するため、歩道やガードレールを設置し、歩道と車道を分離するなど交通安全施設等の整備について配慮する。
- ・従業員に対する法令教育、交通安全思想の普及、防犯指導等を徹底し、従業員の法令遵守意識の浸透を図る。
- ・事業者は、地域安全活動を推進するため、警察、自治体及び地域住民と連携し、協働した自主防犯活動へ積極的に参加するほか、活動に必要な情報、物品、場所等を提供するなどの協力を住民の理解を得ながら行う。

- ・事業者は、事件事故発生時において、地域住民や関係機関への連絡等迅速な対応を図るため、警察署への連絡体制の整備と捜査への協力を行い、犯罪や事故の防止、ならびに地域の安全と平穏を確保するための取組を推進する。
- ・事業者又は関係自治体が、本計画に基づいた地域における経済活動を牽引する事業を実施するに当たって、安全で平穏な住民生活の保全に影響を及ぼすと考えられる事項があれば、あらかじめ関係する地域住民の意見を十分に聴取する。

(3) その他

①P D C A体制の整備

地域経済牽引事業促進協議会を適宜開催し、基本計画と承認事業計画に関するレビューを実施し、効果の検証と事業の見直しを行う。

9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

(1) 総論

重点促進区域の区域内においては、次のとおり農用地区域及び市街化調整区域が存在しているため、これらの地域において地域経済牽引事業を実施する場合は、土地利用調整計画を策定する必要がある。

【重点促進区域25 安来鉄工センター】

(農地及び市街化調整区域の範囲)

別紙のとおり

(公共施設整備の状況)

本重点促進区域内は、南北に市道恵乃島幹線、東西に県道黒井田安来線が通り、区域中央部で交差している。市道恵乃島幹線は区域南側の国道9号と接し、また、県道黒井田安来線の西端は安来港及びJR安来駅前の中心市街地へと続いており、同じく東端は国道9号に接するため、国道9号を経由して山陰自動車道の安来インターチェンジまで約4km、隣県の山陰自動車道米子西インターチェンジまで約6kmに位置しているなど、現状でも十分な道路整備がなされている。

電気、上水道のインフラについては、隣接する区域や、区域内を走る道路に敷設済みであり、接続工事等の実施は地域経済牽引事業を実施する事業者が行うものとする。公共下水道については、当該区域は今後も整備予定がないため、排水処理については地域経済牽引事業を実施する事業者により施設内に合併浄化槽を整備するものとする。

このように、恵乃島干拓農地を含む地域一帯は、従前からの産業集積とともに、交通便利性に優れた立地条件と十分なインフラ設備を備えており、新たな設備投資に伴う高い付加価値創出が期待され将来的にも多くの地域経済牽引事業を呼び込む可能性が高いと考えられる地域である。

(他計画との調和)

本重点促進区域は、南側約16ヘクタール(安来鉄工センターとして造成された土地に加え、その周辺で企業が事業用地として新たに取得した土地を含む。)の工業団地が

市街化区域の工業専用地域である一方、当該区域北側約16ヘクタールの土地はその全体が市街化調整区域かつ農用地区域となっている。

① 安来市総合計画における記載

安来市総合計画において、安来市の重要な地域資源である特殊鋼関連産業への支援を「産業・観光・雇用分野」の主たる取り組みの一つに位置付けているほか、令和2年度からの第2次総合計画（後期計画）の土地利用方針において、既存企業の拡張や新規企業の立地にも対応可能とした良好な市街地形成を図る将来市街地と位置付けることとしている。

② 安来市都市計画マスタープランにおける記載

現行の安来市都市計画マスタープランでは「農村環境保全ゾーン」と位置付け、農業振興を図るエリアの一つとしているが、産業用地が不足している現状を鑑み、既存の工場等や新規企業工場の立地等の企業拡大ニーズに対応できるよう、総合計画に即した位置づけとして修正を予定している。

③ 安来市まち・ひと・しごと総合戦略における記載

基本目標において「産業振興により、若者に魅力ある雇用の場を創出する」と掲げ、安来市の重要な産業である特殊鋼関連産業をはじめとする「ものづくり企業」における新製品、新技術等の開発や取引拡大に向けた取り組みを支援し、地域経済の健全な発展と雇用の促進を図ることとしている。

④ 安来農業振興地域整備計画における記載

安来農業振興地域整備計画における農用地利用方針において経営規模拡大による野菜・果樹等の大規模な生産団地の形成を目指すとしている。

農地部分は全て農用地区域に指定されており、周辺の環境と調和しながら農業生産性を高める必要のある農地と位置付けられている一方で、「今後も継続的な転用需要があるものと予想され、適切な各種土地利用計画と整合性を図りながら、また、公共施設についても適切な計画による整合性ある事業を図り、無秩序な転用を抑制し、優良農地の確保に努める」とされている。

よって、同計画の方針に則り、丁寧な土地利用調整を行うことで、同計画との調和を図っていく。

なお、当該区域では、「機械金属関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野」等の地域経済牽引事業を見込んでいる。

(地域内の遊休地等の状況等)

本重点促進区域とその近辺には、工業団地未分譲地、宅地化された遊休地及び未造成の産業用地など工場が立地可能な未利用地はない。

【重点促進区域3-1 切川地区事業用地】

(農地及び市街化調整区域の範囲)

別紙のとおり

(公共施設整備の状況)

本重点促進区域内は、東に県道安来木次線が通り区域北側の国道9号と接する切川バ

イパスを建設中である。また、山陰自動車道安来インターチェンジまで約2.6kmに位置しているなど、現状でも十分な道路整備がなされている。

電気、上水道のインフラについては、隣接する区域や、区域内を走る道路に敷設済みであり、接続工事等の実施は地域経済牽引事業を実施する事業者が行うものとする。公共下水道については、当該区域は今後も整備予定がないため、排水処理については地域経済牽引事業を実施する事業者により施設内に合併浄化槽を整備するものとする。このように、交通利便性に優れた立地条件と十分なインフラ設備を備えており、新たな設備投資に伴う高い付加価値創出が期待され将来的にも多くの地域経済牽引事業を呼び込む可能性が高いと考えられる地域である。

(他計画との調和)

本重点促進区域は全体が市街化調整区域かつ農用地区域となっている。

① 安来市総合計画における記載

安来市総合計画において、安来市の重要な地域資源である特殊鋼関連産業への支援を「産業・観光・雇用分野」の主たる取り組みの一つに位置付けているほか、令和2年度からの第2次総合計画（後期計画）の土地利用方針において、既存企業の拡張や新規企業の立地にも対応可能とした良好な市街地形成を図る将来市街地と位置付けることとしている。

② 安来市都市計画マスタープランにおける記載

現行の安来市都市計画マスタープランでは「将来市街地」と位置付け、教育・文化機能に加え、商業施設や産業振興施設の立地を促進し、良好な市街地の形成を図る。また、地区計画などによる沿道サービス系の土地利用を農業生産環境などにも配慮しながら進めることとしている。

③ 安来市まち・ひと・しごと総合戦略における記載

基本目標において「産業振興により、若者に魅力ある雇用の場を創出する」と掲げ、安来市の重要な産業である特殊鋼関連産業をはじめとする「ものづくり企業」における新製品、新技術等の開発や取引拡大に向けた取り組みを支援し、地域経済の健全な発展と雇用の促進を図ることとしている。

④ 安来農業振興地域整備計画における記載

安来農業振興地域整備計画における農用地利用方針においてほ場は大部分が用排水路兼用であり、田として利用するが、転作作物の生産団地を進めるため、集団による機械化体系など土地利用及び生産の効率化を促進することとしている。

農地部分は全て農用地区域に指定されており、周辺の環境と調和しながら農業生産性を高める必要のある農地と位置付けられている一方で、「今後も継続的な転用需要があるものと予想され、適切な各種土地利用計画と整合性を図りながら、また、公共施設についても適切な計画による整合性ある事業を図り、無秩序な転用を抑制し、優良農地の確保に努める」とされている。

よって、計画の方針に則り、丁寧な土地利用調整を行うことで、同計画との調和を図っていく。

なお、当該区域では、「電気・電子関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野」、

「豊富な農林水産物を活用した農林水産・地域商社・流通分野」、「情報関連産業の集積を活用したデジタル分野」等の地域経済牽引事業を見込んでいる。

(地域内の遊休地等の状況等)

本重点促進区域とその近辺には、工業団地未分譲地、宅地化された遊休地及び未造成の産業用地など工場が立地可能な未利用地はない。

【重点促進区域 3 2 穂日島地区事業用地】

(市街化調整区域の範囲)

別紙のとおり

(公共設備整備の状況)

本重点促進区域内は、東に市道吉佐須崎線が通り区域南側の国道9号と接している。また、国道9号を經由して隣県の山陰自動車道米子西インターチェンジまで約1.9kmに位置しているなど、現状でも十分な道路整備がなされている。

電気、上水道のインフラについては、隣接する区域や、区域内を走る道路に敷設済みであり、接続工事等の実施は地域経済牽引事業を実施する事業者が行うものとする。公共下水道については、当該区域は今後も整備予定がないため、排水処理については地域経済牽引事業を実施する事業者により施設内に合併浄化槽を整備するものとする。

このように、交通利便性に優れた立地条件と十分なインフラ設備を備えており、新たな設備投資に伴う高い付加価値創出が期待され将来的にも多くの地域経済牽引事業を呼び込む可能性が高いと考えられる地域である。

(他計画との調和)

本重点促進区域は全体が市街化調整区域となっている。

① 安来市総合計画における記載

安来市総合計画において、安来市の重要な地域資源である特殊鋼関連産業への支援を「産業・観光・雇用分野」の主たる取り組みの一つに位置付けているほか、令和2年度からの第2次総合計画（後期計画）の土地利用方針において、既存企業の拡張や新規企業の立地にも対応可能とした良好な市街地形成を図る将来市街地と位置付けることとしている。

② 安来市都市計画マスタープランにおける記載

現行の安来市都市計画マスタープランでは「レクリエーション地」と位置付け、レクリエーション施設や設備の整備や充実を図ることとしているが、産業用地が不足している現状を鑑み、既存の工場等や新規企業工場の立地等の企業拡大ニーズに対応できるよう、総合計画に即した位置づけとして修正を予定している。

③ 安来市まち・ひと・しごと総合戦略における記載

基本目標において「産業振興により、若者に魅力ある雇用の場を創出する」と掲げ、安来市の重要な産業である特殊鋼関連産業をはじめとする「ものづくり企業」における新製品、新技術等の開発や取引拡大に向けた取り組みを支援し、地域経済の健全な発展と雇用の促進を図ることとしている。

なお、当該区域では、「食品関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野」、「豊富な農林水産物を活用した農林水産・地域商社・流通分野」等の地域経済牽引事業を見込んでいる。

(地域内の遊休地等の状況等)

本重点促進区域とその近辺には、工業団地未分譲地、宅地化された遊休地及び未造成の産業用地など工場が立地可能な未利用地はない

【重点促進区域 3 3 松ノ前地区事業用地】

(農地及び市街化調整区域の範囲)

別紙のとおり

(公共設備整備の状況)

本重点促進区域内は、西に市道下今津線が通り区域北側の国道9号と接している。

また、国道9号を経由して山陰自動車道安来インターチェンジまで約3.6kmに位置しているなど、現状でも十分な道路整備がなされている。

電気、上下水道のインフラについては、隣接する区域や、区域内を走る道路に敷設済みであり、接続工事等の実施は地域経済牽引事業を実施する事業者が行うものとする。このように、交通便利性に優れた立地条件と十分なインフラ設備を備えており、新たな設備投資に伴う高い付加価値創出が期待され将来的にも多くの地域経済牽引事業を呼び込む可能性が高いと考えられる地域である。

(他計画との調和)

本重点促進区域は全体が市街化調整区域かつ農用地区域となっている。

① 安来市総合計画における記載

安来市総合計画において、安来市の重要な地域資源である特殊鋼関連産業への支援を「産業・観光・雇用分野」の主たる取り組みの一つに位置付けているほか、令和2年度からの第2次総合計画（後期計画）の土地利用方針において、既存企業の拡張や新規企業の立地にも対応可能とした良好な市街地形成を図る将来市街地と位置付けることとしている。

② 安来市都市計画マスタープランにおける記載

現行の安来市都市計画マスタープランでは「将来市街地検討地」と位置付け、将来的に市街地としての利用を想定し、都市計画法施行条例に基づく市街化調整区域の緩和区域や地区計画を利用することで、都市的な土地利用を農業生産環境にも配慮しながら進めることとしている。

③ 安来市まち・ひと・しごと総合戦略における記載

基本目標において「産業振興により、若者に魅力ある雇用の場を創出する」と掲げ、安来市の重要な産業である特殊鋼関連産業をはじめとする「ものづくり企業」における新製品、新技術等の開発や取引拡大に向けた取り組みを支援し、地域経済の健全な発展と雇用の促進を図ることとしている。

④ 安来農業振興地域整備計画における記載

安来農業振興地域整備計画における農用地利用方針においてほ場は大部分が用排水

路兼用であり、田として利用するが、転作作物の生産団地を進めるため、集団による機械化体系など土地利用及び生産の効率化を促進するとしている。

農地部分は全て農用地区域に指定されており、周辺の環境と調和しながら農業生産性を高める必要のある農地と位置付けられている一方で、「今後も継続的な転用需要があるものと予想され、適切な各種土地利用計画と整合性を図りながら、また、公共施設についても適切な計画による整合性ある事業を図り、無秩序な転用を抑制し、優良農地の確保に努める」とされている。

よって、計画の方針に則り、丁寧な土地利用調整を行うことで、同計画との調和を図っていく。

なお、当該区域では、「情報関連産業の集積を活用したデジタル分野」等の地域経済牽引事業を見込んでいる。

(地域内の遊休地等の状況等)

本重点促進区域とその近辺には、工業団地未分譲地、宅地化された遊休地及び未造成の産業用地など工場が立地可能な未利用地はない。

(2) 土地の農業上の利用との調整に関し必要な事項

土地利用調整区域については、上記(1)を踏まえ設定することとする。また、土地利用調整区域への立地を想定していた事業者が立地を取りやめ、立地した事業者がその後すぐに撤退する等の事態が生じないよう、具体的ニーズや事業の見直しを踏まえて区域を設定する。

なお、土地利用調整区域に農地を含める場合においては、下記の方針により土地利用調整を行うこととする。

【重点促進区域 2.5 安来鉄工センター】

①農用地区域外での開発を優先すること

本重点促進区域とその近辺に、工業団地未分譲地、宅地化された遊休地及び未造成の産業用地など工場が立地可能な未利用地はない。

農用地区域外での開発を優先することとするが、やむを得ず土地利用調整区域に農用地区域を含める場合は、安来市及び島根県の農政部局等と十分調整を行うこととする。

②周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすること

本重点促進区域内には集団的農地がある。やむを得ずこうした農地に土地利用調整区域を設定する場合でも、集団的農地の中央部を開発することで高性能農業機械による営農に支障が生じる、また、小規模の開発行為がまとまりなく行われることにより、農業生産基盤整備事業の実施や、農地中間管理事業等の農地流動化に支障が生じるなど、農地の効率的な利用に支障が生じないようにすることとする。

さらに、農業経営基盤強化促進法に規定する地域計画の達成に支障が生じないようにすることとする。

③面積規模が最小限であること

やむを得ず農用地区域内で開発を行う場合は、具体的な事業内容と施設の設置計画に基づき、事業を行ううえで必要最小限の面積をその用に供することとする。

④面的整備を実施した地域を含めないこと

本重点促進区域においては、ほ場整備事業等の面的整備は実施されていないが、ほ場整備事業の対象農地については、工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して8年を経過しない間は、土地利用調整区域に含めないこととする。

⑤農地中間管理機構関連事業の取組に支障が生じないようにすること

現在、農地中間管理機構関連事業は実施されていないが、今後実施が予定された場合は、農地中間管理機構関連事業を行う予定のあることが公にされている農地について、土地利用調整区域に含めないこととする。また、農地中間管理機構関連事業として農業者の費用負担を求めずに事業を実施した農地について、農地中間管理権の存続期間中は土地利用調整区域に含めないこととする。さらに、農地中間管理権の存続期間が満了した農地についても、前述した①から③までの考え方にに基づき、やむを得ない場合でなければ土地利用調整区域に含めないこととする。

【重点促進区域 3 1 切川地区事業用地】

①農用地区域外での開発を優先すること

本重点促進区域とその近辺に、工業団地未分譲地、宅地化された遊休地及び未造成の産業用地など工場が立地可能な未利用地はない。

農用地区域外での開発を優先することとするが、やむを得ず土地利用調整区域に農用地区域を含める場合は、安来市及び島根県の農政部局等と十分調整を行うこととする。

②周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすること

本重点促進区域内には集団的農地がある。やむを得ずこうした農地に土地利用調整区域を設定する場合でも、集団的農地の中央部を開発することで高性能農業機械による営農に支障が生じる、また、小規模の開発行為がまとまりなく行われることにより、農業生産基盤整備事業の実施や、農地中間管理事業等の農地流動化に支障が生じるなど、農地の効率的な利用に支障が生じないようにすることとする。

さらに、農業経営基盤強化促進法に規定する地域計画の達成に支障が生じないようにすることとする。

③面積規模が最小限であること

やむを得ず農用地区域内で開発を行う場合は、具体的な事業内容と施設の設置計画に基づき、事業を行ううえで必要最小限の面積をその用に供することとする。

④面的整備を実施した地域を含めないこと

本重点促進区域においては、ほ場整備事業等の面的整備は実施されていないが、ほ場整備事業の対象農地については、工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して8年を経過しない間は、土地利用調整区域に含めないこととする。

⑤農地中間管理機構関連事業の取組に支障が生じないようにすること

現在、農地中間管理機構関連事業は実施されていないが、今後実施が予定された場合は、農地中間管理機構関連事業を行う予定のあることが公にされている農地について、土地利用調整区域に含めないこととする。また、農地中間管理機構関連事業として農業者の費用負担を求めずに事業を実施した農地について、農地中間管理権の存続期間中は土地利用調整区域に含めないこととする。さらに、農地中間管理権の存続期間が満了し

た農地についても、前述した①から③までの考え方にに基づき、やむを得ない場合でなければ土地利用調整区域に含めないこととする

【重点促進区域 3 2 穂日島地区事業用地】

当該区域には、農用地区域は含まれていない。

【重点促進区域 3 3 松ノ前地区事業用地】

①農用地区域外での開発を優先すること

本重点促進区域とその近辺に、工業団地未分譲地、宅地化された遊休地及び未造成の産業用地など工場が立地可能な未利用地はない。

農用地区域外での開発を優先することとするが、やむを得ず土地利用調整区域に農用地区域を含める場合は、安来市及び島根県の農政部局等と十分調整を行うこととする。

②周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすること

本重点促進区域内には集団的農地がある。やむを得ずこうした農地に土地利用調整区域を設定する場合でも、集団的農地の中央部を開発することで高性能農業機械による営農に支障が生じる、また、小規模の開発行為がまとまりなく行われることにより、農業生産基盤整備事業の実施や、農地中間管理事業等の農地流動化に支障が生じるなど、農地の効率的な利用に支障が生じないようにすることとする。

さらに、農業経営基盤強化促進法に規定する地域計画の達成に支障が生じないようにすることとする。

③面積規模が最小限であること

やむを得ず農用地区域内で開発を行う場合は、具体的な事業内容と施設の設置計画に基づき、事業を行ううえで必要最小限の面積をその用に供することとする。

④面的整備を実施した地域を含めないこと

本重点促進区域においては、ほ場整備事業等の面的整備は実施されていないが、ほ場整備事業の対象農地については、工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して8年を経過しない間は、土地利用調整区域に含めないこととする。

⑤農地中間管理機構関連事業の取組に支障が生じないようにすること

現在、農地中間管理機構関連事業は実施されていないが、今後実施が予定された場合は、農地中間管理機構関連事業を行う予定のあることが公にされている農地について、土地利用調整区域に含めないこととする。また、農地中間管理機構関連事業として農業者の費用負担を求めずに事業を実施した農地について、農地中間管理権の存続期間中は土地利用調整区域に含めないこととする。さらに、農地中間管理権の存続期間が満了した農地についても、前述した①から③までの考え方にに基づき、やむを得ない場合でなければ土地利用調整区域に含めないこととする。

(3) 市街化調整区域における土地利用の調整に関し必要な事項

【重点促進区域 2 5 安来鉄工センター】

本区域においては、本制度による市街化調整区域に係る土地利用の調整は行わない。

【重点促進区域 3 1 切川地区事業用地】

本区域においては、本制度による市街化調整区域に係る土地利用の調整は行わない。

【重点促進区域32 穂日島地区事業用地】

(立地条件)

本区域は、国道9号を經由して隣県の山陰自動車道米子西インターチェンジまで約1.9kmに位置している。

また、鳥取県との県境から約1.2kmに位置しており、流通の結節点としての利用が予定される。

新たに整備する施設は、山陰自動車道米子西インターチェンジの近傍という地域特性を生かして流通の結節点の近傍に立地する食品関連物流施設を想定しており、当該施設の整備及び当該施設での業務の実施に起因して、周辺における市街化を促進誘発するおそれはない。以上のことから、本区域において整備を想定する施設は、流通の結節点の近傍に立地する食品関連物流施設であり立地条件は適当である。

(対象施設)

本区域においては、以下の施設について立地の必要性を認めることができる。

流通の結節点である山陰自動車道米子西インターチェンジに近傍するという地域特性を生かして物流能力の効率化、受注量の拡大を図り、食品を中心とした物流ネットワークで広域流通の拠点性をさらに高める食品関連物流施設であり、取り扱う品目としては、保存食品、生鮮食品、冷凍食品等を予定している。

以上のことから、当該施設は、基本的な方針の第一へ(3)②(i)に該当するものである。

【重点促進区域33 松ノ前地区事業用地】

本区域においては、本制度による市街化調整区域に係る土地利用の調整は行わない。

10 計画期間

本計画の計画期間は計画同意の日から令和10年度末日までとする。

「島根県未来投資促進基本計画」に基づき法第11条第3項の規定による同意(法第12条第1項の規定による変更の同意を含む。)を受けた土地利用調整計画に関する変更の同意及び法第13条第4項の規定による承認(法第14条第3項の規定による変更の承認を含む。)を受けた承認地域経済牽引事業計画に関する変更の承認及び承認の取消しについて、当該同意基本計画の失効後も、なお従前の例による。

別紙

重点促進区域 一覧

番号	区域(箇所)の名称	市町名	大字以下	地番
1	ソフトビジネスパーク島根	松江市	北陵町	3-1、3-2、3-3、3-4、3-5、3-6、3-7、3-8、3-9、3-10、3-11、3-12、3-13、3-14、3-15、4-1、4-2、4-3、4-4、4-5、4-6、5-1、5-2、5-3、5-4、6、7-1、7-2、7-3、7-4、8、9、10、11、12、13、14、15、16、19、20、21、22、23、24、25、26、27、28、29、30、31、32、33、34、35、39、40、41、42-1、42-2、42-3、45-1、45-2、43、44、46-1、46-2、46-3、46-4、46-5、46-6、46-7、46-8、47、48、49-1、49-2、49-3、49-4、50-1、50-2、51-1、51-2、51-3、52-1、52-2、52-3、52-4、53-1、53-2、53-3、54-1、54-2、54-3、55、56、57、58、59、60、60-1、60-2、61、62、63、64、65、122-2、122-3、144-2、17-1、17-2、18-1、18-2、36-1、36-2、37-1、37-2、37-3、38-1、38-2、42-4、42-5、45-3、45-4、50-3、50-4、50-5、51-4、51-5、51-6、52-5、111-2、131-2、132-1、132-2、132-3、256-2、256-3
2	江島工業団地	松江市	八束町江島	1127-11、1128-10、1128-100、1128-105、1128-107、1128-108、1128-109、1128-110、1128-116、1128-118、1128-119、1128-120、1128-121、1128-122、1128-123、1128-124、1128-32、1128-47、1128-49、1128-5、1128-50、1128-52、1128-53、1128-54、1128-56、1128-57、1128-60、1128-61、1128-62、1128-76、1128-8、1128-83、1128-85、1128-86、1128-99、1128-125、1128-127、1128-4、1128-130、1128-131、1128-126
3	松江湖南テクノパーク	松江市	玉湯町布志名	767-18、767-19、767-20、767-21、767-23、767-24、767-25、767-26、767-27、767-28、767-29、767-30、767-31、767-32、767-33、767-34、767-35、767-36、767-37、767-38、767-39、767-40、767-41、767-42、767-43、767-44、767-45、767-46、767-47、767-48、767-49、767-5、767-50、767-51、767-52、767-56、767-58、767-62、767-63、767-64、767-65
			乃木福富町	735-172、735-173、735-174、735-175、735-176、735-177、735-178、735-179、735-180、735-181、735-182、735-183、735-184、735-185、735-186、735-187、735-188、735-189、735-190、735-193、735-208、735-209、735-210、735-211、735-212、735-213、735-214、735-26、735-61
4	朝日ヒルズ工業団地	松江市	東長江町	1288-6、1288-9、902-1、902-11、902-14、902-2、902-23、902-24、902-25、902-26、902-27、902-28、902-29、902-3、902-30、902-31、902-32、902-33、902-34、902-35、902-36、902-37、902-38、902-39、902-4、902-40、902-41、902-42、902-43、902-44、902-45、902-46、902-47、902-48、902-49、902-5、902-50、902-51、902-52、902-53、902-54、902-55、902-56、902-57、902-58、902-59、902-60、902-61、

				902-62、902-63、902-64、902-65、902-66、902-67、902-68、902-7、902-9、958、959-2、959-3、959-5
5	馬瀉鉄工団地	松江市	八幡町	783-1、783-4、783-5、783-13、783-16、783-24、783-25、783-28、783-29、783-30、784-5、784-6、784-14、784-26、784-27、784-28、788-2、788-19、788-20、788-23、788-26、788-27、789-1、789-5、789-6、789-18、789-19、789-20、789-21、789-22、789-24、789-25、789-26、789-27、790-1、790-4、790-5、790-6、790-7、790-8、791-1、791-3、791-11、791-12、791-13、791-14、791-15、791-16、791-17、791-18、791-19、792-1、792-2、792-8、792-11、792-12、792-13、792-14、793-2、793-4、793-6、793-8、793-11、793-12、793-13、794-1、794-9、794-10、794-11、795-1、795-2、795-3、795-4、795-5、795-6、795-10、795-11、795-13、795-14、795-16、795-18、795-19、795-20、795-21、795-22、795-23、880-3、880-45、880-46、880-47、880-56、880-57、880-58、880-59、880-60、880-66、880-69、880-70、880-71、880-72、880-73、880-74、880-75、880-76、880-77、880-78、880-79、880-80、880-81、880-82、880-83、880-84、880-85、880-86、880-87、880-88、882-1、882-2、882-3、882-4、882-5、882-6、882-7、882-8、882-9、883-1、883-2、883-3、883-4、884-1、884-2、884-5、884-6、884-9、884-10、884-11、884-12、884-13、884-14、885-1、887-1、887-2、887-7、887-8、887-9、887-10、887-12、887-13、888-6、888-8、888-9、888-10、888-11、888-17、888-18、888-19、888-20、960-1、960-2、960-31、960-34、960-8、960-88、960-89、960-90、960-91、960-92、960-93、960-94、960-96、960-98、960-99、961-25、961-26、961-27、961-28
			富士見町	1-1、1-2、1-3、1-4、1-5、1-6、1-7、1-8、1-9、1-10、1-11、1-12、1-13、1-14、1-15、1-16、1-17、1-18、1-19、1-20、1-21、1-22、1-23、1-24、1-25、1-26、1-27、1-28、1-29、1-30、1-31、1-32、1-33、1-34、1-35、1-36、1-37、1-38、1-39、1-40、1-41、1-42、1-43、1-44、1-45、1-46、1-47、1-48、1-49、1-50、1-51、1-54、1-55、1-56、1-57、1-58、1-60、1-61、1-62、1-63、1-64、1-65、1-66、1-67、1-68、1-69、1-70、1-71、1-72、1-73、1-74、1-75、1-76、1-77、1-78、1-79、1-80、1-81、2、2-1、3-1、3-2、3-3、3-4、3-5、3-6、3-7、3-8、3-9、3-10、3-11、3-12、3-13、3-14、3-15、3-16、3-17、3-18、3-19、3-20、3-21、3-22、3-23、3-24、3-25、3-26、3-27、3-28、3-29、3-30、3-31、3-32、3-33、3-34、3-35、3-36、3-37、3-38、3-39、3-40、3-41、3-42、3-43、3-44、4、5-1、5-2、5-3、5-4、5-5、5-6、5-7、5-8、5-9、5-10、6、7、8

6	東出雲工業団地	松江市	東出雲町錦浜	583-1、583-2、583-3、583-4、583-5、583-6、583-7、583-8、583-9、583-10、583-11、583-12、583-13、583-14、583-15、583-16、583-17、583-18、583-19、583-20、583-21、583-22、583-23、583-24、583-25、583-26、583-27、583-28、583-29、583-30、583-31、583-32、583-33、583-34、583-35、583-36、583-37、583-38、583-39、583-40、583-41、583-42
7	揖屋干拓工業団地	松江市	意宇町	216、242、243、244
			東出雲町錦浜	475、583-43、583-44、584、585、586、587、588
8	東出雲新産業支援工業団地	松江市	東出雲町出雲郷	1848、1849、1850、1852
			東出雲町春日	11-1、11-2、24、26、27、28、475、476、477、478、479、480-1、480-2、481-1、481-2、482-1、483、486-1、486-2、486-5、487、488、489-1、494-8、494-9、497-1、497-4、497-7
9	東出雲工業専用地域	松江市	東出雲町揖屋	438-1、438-2、438-3、438-4、438-5、438-6、438-7、438-8、438-9、438-10、438-11、438-12、439-1、439-2、440-8、447-1、447-2、447-3、453、453-1、454、456-1、456-2、456-3、589-1、589-3、589-4、590、590-1、591、591-1、591-2、592-1、592-2、593-2、594-3、599-1、599-2、599-3、600、600-1、601、602-1、602-2、604、605、606-1、607-1、608-7、608-9、667-1、667-6、667-7、680、681-1、681-2、682-1、682-4、682-5、683-1、683-2、683-4、683-5、684、684-1、684-2、684-3、684-4、684-6、684-7、684-8、684-9、684-10、684-11、685-1、685-2、685-4、685-5、685-7、685-9、685-10、685-11、685-12、685-13、686-1、686-2、686-5、686-6、703-1、703-10、703-11、703-12、3484、3485、3486-1、3486-2、3486-3、3526-1、3526-2、3526-3、3526-4、3526-5、3526-6、3526-7、3526-8、3526-9、3526-10、3527-1、3527-2、3527-3、3527-4、3527-5、3527-6、3527-7、3527-8、3527-9、3527-10、3527-11、3527-12、3527-13、3527-14、3527-15、3527-16、3527-17、3527-18、3527-19
10	出雲長浜中核工業団地	出雲市	長浜町	337-1、337-13、337-14、337-15、337-16、337-17、337-19、449-1、449-3、457-5、457-6、457-7、457-8、457-9、457-11、457-12、457-13、457-14、457-15、514-1、514-11、516-4、516-9、516-18、516-19、516-23、516-25、516-26、516-27、516-28、516-29、516-32、516-35、516-37、516-38、516-40、516-41、516-45、516-46、516-47、516-48、516-49、516-50、516-51、516-52、516-53、516-54、516-55、516-56、516-57、516-58、516-59、516-60、516-61、516-62、517-1、587-7、659-19、659-20、659-21、659-22、659-26、659-28、659-32、659-34、659-35、659-37、659-38、659-39、659-40、659-41、680-2、729-6、729-10、849-4、1372-3、1372-4、1372-5、1372-6、1372-7、1372-8、1372-9、1372-10、1372-12、1372-13、

				1372-14、1372-15、1372-16、1372-17、1372-18、1372-19、1372-20、1372-21、1372-22、1372-23、1372-28、1372-29、3057-11、3057-12
11	下古志工業団地	出雲市	下古志町	127-1、127-15、364-2、365-2、366、381-2、381-5
12	出雲市東部工業団地	出雲市	小境町	1700-1、1700-2、1700-3、1700-4、1700-5、1700-6、1700-7、1700-8、1700-9、1700-10、1700-11、1700-12、1700-13、1700-14、1700-15、1700-16、1700-17、1700-18、1700-19、1700-20、1700-21、1700-22、1700-23、1700-24、1700-25、1700-26、1700-27、1700-28、1700-29、1700-30、1700-31、2415-5、1700-34
13	出雲市吉原工業団地	出雲市	西郷町	474-1、474-2、474-5、474-6、474-7、474-8、718、718-1、718-2、719-5、719-6、719-8、719-9、719-10、726-1、726-2、726-3、726-4、726-5、726-6、726-7、726-8、726-9、727-4、727-5
			東福町	1750、1750-1、1750-3、1964-1、1964-2、1968-1、1968-3、1968-4、1968-5、1968-6、1970-1、1970-2、1970-3、1980、1984-1、1984-2、1984-3、1984-4、1984-5、1984-6、1984-7、1984-9、1984-10、1984-11、1984-12、1984-18
			平田町	6163-1、6163-2、6163-5
14	坂田工業団地	出雲市	斐川町坂田	563、564、565、567、600、601、601-1、602-5、602-6、605、608-7、608-8、608-10、608-11、1664-3、1664-5、1664-6、1664-7、1664-8、1664-9、1664-10、1664-13、1664-15、1664-17、1664-18、1664-19
15	出雲斐川中央工業団地	出雲市	斐川町直江	2358-1、2358-2、2361-3、2361-4、2363、2372、2373、2385-2、2386、2387、2398-7、2398-8、2398-9、2400-5、2400-6、2400-13、2400-15、2400-16、2400-17、2413、2794-2、2796-1、2797-1、2798、2801-4、3704-1、3704-2、3704-4、3704-9、3704-10、3704-11、3704-12、3704-16、3704-17、3704-18、3704-19、3704-20、3705-13、3705-14、3705-15、3789-3、3789-4、3792-1、3792-4、3792-8、3792-10、3793-2、3793-3、3793-4、3794-1、3794-2、3795、3796、3800、3801、3803、3804-1、3804-2、3806-1、3807、3808、3809、3810、3811、3817-1、3817-2、3818、2272-3、2400-1、2400-2、2400-3、2400-4、2400-7、2402-1、2402-2、2403-1、2406-1、2407-1、2410-1、2411、2419-1、2420、2421、2428、2429、2430、2431、2434、2435、2436、2465-1、2466-3、2466-4、2481-2、2481-3、2484-5、2485-3、2488-1、2492-2、2492-3、2493、2494、2495、2498-1、2498-2、2499、2500、2504、2520-1、2520-2、2520-3、2521-1、2521-2、2521-3、2522-1、2522-3、2522-4、2522-5、2523-1、2523-2、2523-3、2524-1、2524-4、2524-5、2526-1、2526-2、2528、2529-1、2529-2、2529-3、2639、2640-1、2640-2、2641-1、2641-2、2780-4、2782、2782-1、2785-2、3705-1、3705-7、3717-1、3719、3720、3721、

				3722、3723、3724-1、3726、3727-2、3728、3729-7、3729-3、3729-4、3729-5、3730-1、3730-3、3731-1、3731-3、3731-4、3732、3733、3734、3735、3736、3737、3738-2、3739、3740、3742、3743、3744、3745、3746、3747、3748、3749、3750-1、3751-1、3752-1、3752-2、3752-3、3753、3753-1、3753-2、3753-3、3754-1、3754-2、3754-3、3754-4、3755-2、3757、3758、3759-1、3759-2、3765-1、3765-3、3765-5、3766、3767、3768、3769、3771-1、3771-2、3772-1、3773-1、3774-1、3775-1、3776-1、3778-1、3779-1、3779-2、3781、3782、3784、3785-1、3786-1、3787-1、3788-1、3793-1、2358-3、2358-4、2358-5、2361-7、2378-3、2378-5、2378-6、2378-7、2405-1、3789-3、3792-1、3793-2、3797-1、2363-3、2373-7、2386-3、3800-1、3801-3、3804-4、3806-4、3807-3、3811-3、2361-5、2361-9、2361-12、3793-5
			斐川町神水	2544-2、2545-2、2546-1、2546-2、2547、2547-1、2548、2549、2550、2553
			斐川町上直江	1870-1、1870-2、1870-3、1870-4、1870-5、1870-9、1874-2、1874-3、1874-4、1874-5、1874-6、1876-1、1876-2、1877-1、1877-2、1878、1879、1880-1、1882、1883、1884-1、1884-2、1885、1886、1887、1888、1889、1890、1891、1893、1894、1895、1896-2、1896-3、2293
16	斐川西工業団地	出雲市	斐川町神水	924-14、924-20、924-22、925-1、925-3、925-4、925-6、925-7、925-8、925-9、926-3、926-4、927-5、928、929-1、929-3、929-4、930-6、931、931-1、931-3、932-2、933、933-1、933-2、933-3、938-1、938-3、939、941-1、942、943-4、943-8、996-5、997-2、998-3、1001-1、2431-1、2431-4、2433-1、2433-3、2434-1、2434-8、2435-2、2435-3、2435-4、2435-5、2435-6、2435-7、2435-12、2435-23、2435-24、2435-25、2435-26、2435-29、2435-30、2435-31、2435-50、2435-61、2435-70、2435-74、2435-78、2435-80、2435-90、2435-92、2435-94、2435-95、2435-96、2437、2437-30、2437-33、2437-34、2437-35、2437-36、2437-37、2437-42、2437-49、2437-51、2437-56、2440-6、2535-1、2535-2、2535-3、2535-4、2535-6、2535-7、2535-8、2535-9、2535-10、2535-11、2535-12、2535-14、2535-15、2535-16、2535-17、2535-18、2535-19、2535-20、2535-21、2535-22、2535-23、2535-24、2535-25、2535-26、2535-27、2541、2674-1、2674-2、2674-3、2674-4、2674-5、2535-28、2535-29、2535-30
17	斐川南工業団地	出雲市	斐川町直江	2693-5、2693-7、2693-8、2693-10、2693-11、2694-3、2696-4、2697-5、2697-8、2698、2698-3、2709-20、2709-21、2709-22、2768-3、2772-7、2773-1、2773-2、2773-3、2774-1、2774-2、2774-3、2775-1、2775-3、2776-1、2776-2、2817-5、2819-2、2947-7、2956-2、

				2957-1、2957-2、2957-3、2958、2959、2959-1、3538、3538-1、3538-2、3694-6、3695-1、3695-2、3695-3、3695-4、3697、3698-4、3699-2、3700-14、3712-7、3714-7
18	上直江工業団地	出雲市	斐川町上直江	1945、1952-4、1967-4、2037-1、2055-2、2058、2318-1、2323、2331、2342-3、2347-1、2347-2、2347-3、2348-2、2350-2、2353-2、2354-2、2354-11、2354-19、2367-1、2389-1
			斐川町直江	1548-1
19	結工業団地	出雲市	斐川町三絡	1180-2、1180-6、1180-7、1180-8、1180-9、1180-10、1180-11、1180-12、1180-14、1701-1、1931-2、1958-1、1965-5
			斐川町直江	2938-1、2938-3、2939-1、2944-1、2945-1、2946-1、2948-1、2949-1
20	堀切工業団地	出雲市	斐川町直江	2437-2、2439、2600-1、2600-2、2600-5、2600-6
21	出雲斐川インター企業団地	出雲市	斐川町直江	2680-1、2681-3、2682、2683、2685、2686、2688、2689、2690、2692、2693-1、2693-2、2697-1、2756-2、2757、2758、2765-3、2772-8、2772-9、2826、2828-1、2828-2、2829-1、2834、2835、2836-1、2859、2860、2861、2862-1、2862-2、2871、2873、2874-1、2875、2876、2877-6、2886-3、2901-1、2901-2、2947-9、2970、3362-2、3364-4、3365-2、3366、3366-1、3367-3、3369-8、3401-10、3635-5、3636、3637、3638-1、3638-2、3640-2、3651-1、3651-2、3653、3658-2、3660-1、3660-2、3660-3、3662、3663、3665-1、3665-2、3665-3、3666、3668、3669-1、3670-1、3670-2、3670-3、3672、3673-1、3673-2、3673-3、3673-4、3673-6、3673-8、3674、3675、3676-1、3677-1、3677-2、3677-4、3677-5
22	石見臨空ファクトリーパーク	益田市	虫追町口	320-77、320-75、320-76、320-78、320-105、320-106、320-107、320-108、320-109、320-102、320-57、320-110、320-103、320-104、320-56、320-58、320-36、320-37、320-79、320-80、320-81、320-82、320-83、320-100、320-101、320-52、320-93、320-94、320-53、320-54、320-98、320-96、320-95、320-50、320-111、320-48、320-112、320-49、320-91、320-113、320-92、320-114、320-39、320-40、320-41、320-97、320-17、320-16、320-15、320-12、320-115、320-116、320-117、320-99、320-118、320-119、320-120、320-121、320-122、320-123、320-124、320-125、320-126
23	波根地区工業団地	大田市	波根町字西ノ迫	800-1、800-3、800-4、800-5、800-6、800-7、800-8、800-54、800-55、800-58、800-60、854-5、800-65
24	安来インター工業団地	安来市	佐久保町	496-1、497-1、859-3、879-1、1714-27、1714-28、878-2、878-3、879-3、880-3、1714-23、1714-24、1714-25
25	安来鉄工センター	安来市	黒井田町	1117、2055-8、2055-11、2055-22、2055-24、2055-25、2055-26
			島田町	1900-1、1900-2、1900-3、1900-4、1900-5、1900 続1、

				1901、1902-2、1902-3、1902-4、1902-5、1903-1、1903-2、1903-3、1904-1、1904-2、1904-3、1908内1、1911、1912-1、1912-2、1913-1、1913-7、1913-8、1913-9、1913-11、1913-12、1914-1、1914-2、1914-3、1914-4、1914-5、1914-6、1914-7、1914-8、1914-9、1914-10、1915、1915続1、1915-1、1915-2、1915-3、1915-4、1916-1、1916-2、1916-3、1917-1、1917-2、1917-3、1917-4、1918-1、1918-2、1918-3、1919-1、1919-3、1919-4、1920-12、1921-1、1921-2、1984-1、1985、1985-2、1985-3、2489-1、2489-5、2559、2560-1、2560-2、2561、2562、2563、2564-1、2564-2
			恵乃島町	98-9、98-10、98-11、102-20、102-21、102-22、102-23、102-24、102-25、102-26、102-27、102-29、102-30、102-31、102-32、102-33、102-34、102-35、102-36、109-13、109-14、109-15、109-16、109-17、109-18、109-19、113-1、113-2、113-8、113-9、113-10、113-11、113-12、113-13、113-14、113-15、113-16、113-17、113-18、113-19、113-20、113-21、114-1、114-2、114-10、114-11、114-12、114-13、114-14、114-15、114-16、114-17、114-18、114-19、115-2、116-2、116-4、117、119-2、119-3、120-2、124-2、125-2、132、133、134、135、136、138、139、140、142、143、146
			恵乃島町 ※農地及び市街化 調整区域の範囲	1、2、3-1、3-2、4、5、6、7、8、9、10-1、10-2、11-1、11-2、12-1、12-2、13-1、13-2、14、15、16、17、18-1、18-2、19、20-1、20-2、20-3、20-4、21、22、23、24、25-1、25-2、26、27、28、29-1、29-2、30-1、30-2、31、32、33、34、35、36、37、38、39、40、41、42、43、44、45、46、47、48、49、50、51、52、53、54、55、56、57、58、59、60、61、62、63-1、63-2、64、65、66、67、68、69、70、71、72、73、74、75、76、77、78、79、80、81、82、83、84、85、86、87、88、89、90-1、90-2、91、92、93、94、95、96、97、98-1、98-2、98-3、98-4、98-5、98-6、98-7、98-8、99、100、101-1、101-2、102-1、102-2、102-3、102-4、102-5、102-6、102-7、102-8、102-9、102-10、102-11、102-12、102-13、102-14、102-15、102-16、102-17、102-18、102-19、102-28、103、104、105、106、107、108、109-1、109-2、109-3、109-4、109-5、109-6、109-7、109-8、109-9、109-10、109-11、109-12、109-20、110、111、112、114-4、119-1、120-1、122-1、124-1、125-1、127
26	西恵乃島工業地域	安来市	西恵乃島町	837-10、837-12、837-13、837-18、837-21、837-22、837-30、837-31、837-32、837-33、837-35、837-43、837-45、837-46、837-48、837-50、837-53、837-56、837-57、837-60、837-61、837-62、837-63、837-65、837-66、837-67、837-68、837-7、837-9、837-11、837-14、837-23、837-72、837-73、837-75、837-49、

				837-51、837-52、837-54、837-55、837-64、837-69、837-70、837-19、837-23、837-28、837-29、837-34、837-36、837-37、837-39、837-40、837-41、837-42、837-44、837-79、837-80
27	福井工業団地	安来市	東赤江町	1505-1、1505-2、1505-7
28	(株)プロテリアル 安来工場用地	安来市	安来町	1481-10、1482-1、1483-1、1483-2、1483-3、1484-1、1484-2、1485-1、1486、1487、1488、1488 第1、1489、1490、1491、1491-2、1978-1、1978-5、1978-7、1979-3、1979-4、1979-9、1983-8、1989-1、1990-2、1990-11、1991-4、1991-5、1991-7、1992-1、1992-2、1993、1994、1994-2、1995、2000、2000-1、2001、2002、2003、2004、2005、2006、2007-1、2020-1、2020-3、2021、2022、2023、2024、2025、2026-1、2026-2、2027、2028-1、2029、2029、2029-2、2031-2、2033-1、2033-2、2033-3、2033-4、2034-1、2034-2、2035-1、2036、2037、2040-1、2040-2、2040-3、2041-1、2041-3、2042-1、2042-3、2063、2063-1、2064 続3、2065、2065-2、2065-3、2065-4、2067、2068、2069、2070、2071、2072-1、2072 続1、2073、2075、2076、2077、2078、2079、2080-1、2080-2、2081-2、2081-3、2090-5、2107-2、2107-3、2107-7、2111-1、2120-1、2120-5、2244、2244-1、2247、2249-1、2249-2、2249-3、2249-4、2249-5、2249-6、2264-1、2264-2、2264-3、2264-5、2264-6、2265-1、2265-2、2265-3、2265-4、2265-5、2266、2266-1、2267 内第1、2267-2、2267-3、2267-4、2268-1、2268-4、2268-6、2268-7、2268-8、2268-11
			飯島町	650-1、650-4、662-2、668-2、675-1、676-5、680-2、700-1、700-3、1231-3、1240、1240-2、1240-4、1240-5、1240-57、1240-58、1240-61、1240-68、1240-69、1240-80、1240-82、1240-83、1240-84、1240-85、1261-2、1261-3、1264-2、1264-3、1264-5、1265-2、1267-2、1270-2、1271-4、1271-6、1272-2、1273-2、1281-81、1326-5、1388-3、1430-1、1437-1、1437-2、1437-18、1437-23、1438-1、1438-5、1438-6、1452、1453、1457、1457 第1、1514-1、1514-5、1522、1522 第1、1522 第2、1522 内1、1542、1545-3、1550-3、1551-5、1551-6、1551-7、1551-9、1552、1554-8、1560-2、1561-3、1561 第1、1565-3、1568-3、1569-3、1570-3、1572-6、1572-7、1572-8、1573-3、1574-2、1587-11663-1、1663-2、1663-3、1663-4
			亀島町	2-3、2-4、6-1、6-2、6-3、9-1、9-2、9-3、9-4
29	黒鳥地区事業用地	安来市	黒井田町	296-4、296-6、299-3、300-1、301-1、302、303、304-1、304-2、305、306、307-1、307-2、308、309、683、684、685-1、685-2、686、687-1、687-2、688、689、690-1、690-2、690-3、691、692、693-2、693-3、693-4、693-5、1855-5、1855-11、1896-5、1896-6、1896-7、2004

30	伯太工業団地	安来市	伯太町東母里	1183-17、2317-3、2317-6、2317-7、2317-8
			伯太町安田中	340-1、340-2、340-3、340-4、340-5、340-6、340-7、340-8、340-9、340-10、340-11
31	切川地区事業用地	安来市	飯島町	25-1、26-1、27-3、27-2、28-2、14、13、12、10、11-2、9-2、8、7-2、33-1、32-1、46-2、47-1、47-2、47-4、48-1、32-2、31-1、30-2、29-2、28-3
			切川町	899-1、898-1、897-1、896-1、895-1、892-1、893、894、891-1、890、889-1、870、870-1、871、871-1、872、873、874、875、876-1、900-1、901-1、902-1、903-1、904-1、905-1、906、907-1、908-1、914-1、913-1、912-1、911-1、909、910-1、888-1、887-1、886-1、886-3、885-1、885-3、883-3、881-7、881-6、880-2、880-4、880-1、879、878、877-1、877-2、869-1、869、868-1、868-2、867-1、867-2、814-1、814、815、816、817、817-1、818-1、818-2、866-1、866-2、865-1、819、819-1、820-1、821-1、865-2、864-2、864-1、863-1、863-2、862-2、862-1、861-2、861-1、822-1、823-1、824-1、825-1、826-3、826-1、827-3、827-5、826-2、827-6、827-4、827-1、860-2、860-1、860-3、860-8、860-9、859-7、860-7、859-5、859-6、859-10、859-1、828-3、828-2、828-1、829-6、829-5、833、834-2、833-1、834-1、834-5、751-1、750-1、749-1、749、748-1、747-1、746-1、745-1、744-1、752、753、754、755-1、755-2、756、757、758、759-1、743-1、742-1、741-1、740-1、739-1、738-1、738-2、737-1、737-2、737-3、736-3、736-2、736-1、735-2、735-1、734-1、733-1、732-1、706、707、707-1、708-2、708-3、709-1、709-2、709-3、709-4、710-3、710-2、710-1、711-2、711-1、712、713-1、713、714、715-1、715-2、716-1、767、766、765、764、763、762-1、761-3、760-2、705-1、704-2、704-4、703-1、703-3、703-4、702-5、702-3、702-4、702-1、701-3、701-1、700-1、699、698、697、697-1、696、695-1、768-1、769-1、770-1、771、772、772-1、773、774、775、783、782、781-1、781-2、781-3、781、779、778-1、778-2、777-3、777-2、777-1、776-3、776-2、776-1、667、668-3、668-2、668-1、669-2、669-1、670、671、672、666-2、666-1、665、664、663、662、662-1、661、673-1、674-1、675-1、660-1、659、658、676-1、676-3、677-1、657-1、529-1、530-2、530-1、533-1、534-1、534-4、537-1、537-4、537-5、538-1、538-4、538-5、541-4、541-1、542-1、528、527、524-1、523-3、523-1、523-2、522-1、521-3、531-1、531-2、532-1、532-2、532-3、532-4、535-2、535-3、535-4、536-1、536-2、539、540、543、544-1、545-1、546-1、547-1、548-1、549-1、550、551-1、551-2、552-1、553、553-1、554、555、635-1、636-1、637-1、637-7、638-1、634-1、633-1、632-1、632-3、631-1、520-1、

				520-2、520-3、519-1、519-2、519-3、518-2、518-1、517、516、515、514、513、505-3、505-2、506-2、507-2、508-1、508-2、509、510、511、512、504-2、502-2、503-3、503-2、501-2、500-2、500-4、500-3、500-6、499-2、499-1、498-1、497-1、496-1、561、560、559-1、558、557、556、562、563、564、565、566、567、573-1、572-1、571-1、570-1、569-1、568-1、604、605、607-1、607-2、606-2、606-1、603-2、603-5、601、602-1、600、603-1、602-2、599-1、574-1、575-1、576-1、576-5、610-1、609-1、609、608-1、597-1、611、612-1、596、613、613-1、614、614-1、598-1、598-2、598、597、596-1、579-1、579-2、579-5、579-4、579-3、577-1、580-1、581-1、581-2、595、594、593、583-1、585-1、585、583、582-1、584-1、656-1、656-2、655-1、654、646-2、646-1、677-4、678-1、679-1、682-1、681、680、683-1、684、685、686、686-1、686-2、645-1、644-1、643-1、640-1、641-1、642-1、642-3、642-4、731-1、730-1、729-1、729-2、717-1、718-1、718、692-2、694-1、693、692-1、692、728-2、728-1、727-1、726-1、725-1、724-2、724-1、719、720-1、720、721、722、722-1、723-1、691、691-1、690、689-1、689、688-1、687-1、687-2
			今津町	219-1、219-3、219-4、221-1、222-1、222-5、222-6、217-1、217-2、217-3、216-2、216-1、215-1、214-1
32	穂日島地区事業用地	安来市	穂日島町	323、318、244、224、225、226、227、228、229、230、231、232、233、234、235、463-2、243、242、241、240、239、238、237、236、464-2、319、320、321、322、473-2、474-2、475-2
33	松ノ前地区事業用地	安来市	今津町松ノ前	624-1、624-3、623-1、622-1、621-1、620-1、620-2、648、612、613、614-1、614-2、615、616-1、617-1、618、619-1、649-1、611-1、610-1、609-1、608-1、607-1、607-2、606-1、605-2、605-1、650-1、597-1、598-1、599-1、599-2、600-1、601-1、602-1、603-1、604-1
34	江津地域拠点工業団地	江津市	松川町下河戸	180-2、180-3、180-4、180-10、188-8、176-5、188-5、188-6、188-7
			松川町上河戸	370-1、370-2、370-3、371、372、373-1、373-2、374、375、375-1、377、390-6、390-16、390-17、390-18、390-19、390-20、390-21、390-22、390-23、390-24、390-25、390-26、390-42、390-45、390-52、390-53、390-58、390-60、390-67、390-69、400-4、400-5、400-6、400-13、400-15、400-18、400-16、445-2、445-3、475、478、687、689-4、689-6、689-8、692-3、692-24
			浅利町	548-3、1583-8
			後地町	2526、2545、2546、2546-1、2551-1、2575-1、2575-3、2575-4、2575-6、2575-7、2575-8、2575-9、2575-10、2575-11、2576、2577、2588-5、2588-6、2588-7、

				2588-8、2588-9、2595、2604、2605、2606、3156-1、3156-2、3156-3、3156-4、3156-7、3156-14、3156-15、3158-1、3160-2、3161-2
35	南加茂企業団地	雲南市	加茂町南加茂	1147、1140-2、1140-4、1140-48、1141、1143-2、1143-3、1148-1、1150-1、1161、1162-1、667、676、683-1、683-2、684、687-11、687-13、687-16、687-18、687-18、687-19、687-2、687-20、687-22、687-23、703-13、703-14、703-15、703-16、703-17、703-18、711-5、711-6、711-7、712、713-2、713-3、687-12、1175-39、1175-50、1175-51、1175-53、667-17、687-14、687-21、687-2、687-19、1140-5、1164-1、1166-3、1166-2、687-7、687-8、703-10、703-11、703-19、703-8、703-9、706-1、706-11、706-12、706-13、706-3、706-4、706-5、706-6、706-7、706-8、706-9、710-12、710-5、710-7、710-8、711-11、711-13、711-19、735-3、736-6、741-3、741-4
36	尺の内流通業務団地	雲南市	木次町里方	1114、1115、1117-1、1117-12、1123-6、1344-1、1344-5、1344-7、1344-18、1344-23、1344-24、1344-25、1344-34、1345-4、1345-5、1345-29、1345-37、1345-38、1344-29、1112-2、1344-49、1110-6、1344-47、1344-19、1107-5、1107-9、1107-13、1107-12、1107-11、1107-10、1107-3、1107-7、1107-8、1107-4、1344-78、1344-28、1109-2、1109-4、1344-43、1344-21、1110-13、1344-44、1110-12、1109-6、1109-7、1109-8、1093-107、1093-56、1109-9、1093-104、1093-105、1093-52、1093-53、1109-10、1093-47、1093-115、1093-116、1093-117、1093-99、1093-62、1093-108、1334-83、1334-84、1109-1、1111-1、1111-2、1100-69、1100-66、1109-5、1093-132、1093-122、1109-13、1117-2
			木次町山方	346-25、346-26、346-27
37	木次拠点工業団地	雲南市	木次町山方	430、432-2、431-1、434-1、432-3、432-1、433-3、1163、433-1、433-2、1160-1、1161、1158-1、1157-1、1162-1、1165、1166、1173-3、1173-4、1154-3、1162-2、1157-3、1154-48、1154-17、1174-3、271-13、271-12、231-21、231-42、231-22、231-20、231-23、231-24、231-25、231-26、231-52、231-3、231-33、231-15、231-37、231-51、231-19、231-30、231-29、231-28、231-44、231-27、231-40、231-45、231-43、231-39、231-35、231-32、231-31、341-3、1134-26、1138-33、1138-35、356-20、356-18、1088-5、285-7、1088-10、1088-6、285-6、1088-8、1079-1、1079-9、1079-8、1079-6、87-5、231-8、231-18、418-3、231-46、231-47、231-48、231-49、231-50、231-34、231-17、231-41、285-5
38	藤が丘企業団地	雲南市	木次町山方	1282、1283、1281 - 2、1285 - 1、1285 - 5、870 - 2、870-1、871-2、871-7、1285-6、1287-1、977-3、978-1、980-8、1285-9、980-2、1285-10、1285-7、

				1285-4、1285-8、982-4、1275-1、732-5、1276-1、1278-2、1285-12、1285-3、1285-11、1285-2
39	神原企業団地	雲南市	加茂町宇治	766-8、767-2
			加茂町神原	1106-3、1106-4、1107、1122-1、1122-2、1122-5、1875-1、1875-3、1875-5、1875-10、1875-11、1878-3、1879、1880、1881、
			加茂町三代	1022-1、1025-1、1025-2、1026-2、1026-3、1026-4、1026-5、1026-6、1026-16、1026-28、1028-1、1661-2、1661-8、1661-14、1661-34、1661-35、1661-51、1661-52
40	堅田工業団地	奥出雲町	三沢	101-3、102-1、1957-1
41	阿井工業団地	奥出雲町	上阿井	66-2、67-1
42	大曲工業団地	奥出雲町	横田	1419-3、427-1、433-4、434-1
43	古市工業団地	飯南町	下赤名	1223-2
44	三原地区工業用地	川本町	南佐木	993-1
			田窪	179-1
45	蔵木西工業用地	吉賀町	蔵木	1001-1、1001-2、1001-11、1105、1106-1、1106-3、1107-1、1107-2、1108-1、1108-4、1006
46	広石工業用地	吉賀町	広石	486